

令和6年江南市議会3月定例会議案目録

令和6年2月22日

議案第1号	江南市手数料条例の一部改正について	P	3
議案第2号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第8号）	P	11
議案第3号	江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P	28
議案第4号	江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	32
議案第5号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	35
議案第6号	尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正について	P	46
議案第7号	江南市手数料条例の一部改正について	P	49
議案第8号	江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P	65
議案第9号	江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P	68
議案第10号	江南市水道事業給水条例の一部改正について	P	71
議案第11号	江南市介護保険条例の一部改正について	P	75
議案第12号	江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	P	88
議案第13号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	92
議案第14号	江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	108

議案第15号	市道路線の認定及び廃止について	P	112
議案第16号	財産の無償譲渡について	P	123
議案第17号	財産の無償譲渡について	P	127
議案第18号	令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）	P	131
議案第19号	令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	P	197
議案第20号	令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	P	209
議案第21号	令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）	P	217
議案第22号	令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）	P	229
議案第23号	令和6年度江南市一般会計予算	P	248
議案第24号	令和6年度江南市国民健康保険特別会計予算	P	249
議案第25号	令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算	P	250
議案第26号	令和6年度江南市介護保険特別会計予算	P	251
議案第27号	令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算	P	252
議案第28号	令和6年度江南市水道事業会計予算	P	253
議案第29号	令和6年度江南市下水道事業会計予算	P	256

令和6年議案第1号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、戸籍に関する電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の額を定める等のため、改正する必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 総務関係の表戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表戸籍記載事項証明書交付の項の次に次の1項を加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	符号1件	400円	
--	------	------	--

別表1 総務関係の表除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表除籍記載事項証明書交付の項の次に次の1項を加える。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。）で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	符号1件	700円	
--	------	------	--

別表1 総務関係の表戸籍の届出、申請の受理又は届書その他書類の記載事項の証明書交付の項中「証明書交付」の次に「（電子化された届書等情報の内容の証明書交付を含む。）」を加え、同表戸籍の届書その他書類の閲覧の項中「閲覧」の次に「（電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			
(区分及び金額)			
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。			
別表（第3条関係）			
1 総務関係			
区分	単位	金額	備考
所得等に関する証明の項～住民基本台帳の閲覧の項 (略)			
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	(略)		
戸籍記載事項証明書交付の項 (略)			
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。)で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。)	符号1件	400円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	(略)		
除籍記載事項証明書交付の項 (略)			
除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。)で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	符号1件	700円	

新			
<u>と同時に請求する場合を除く。)</u>			
戸籍の届出、申請の受理又は届書その他書類の記載事項の証明書交付 <u>(電子化された届書等情報の内容の証明書交付を含む。)</u>	(略)		
戸籍の届書その他書類の閲覧 <u>(電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧を含む。)</u>	(略)		
臨時運行許可の項	(略)		

旧

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表 (第3条関係)

1 総務関係

区分	単位	金額	備考
所得等に関する証明の項～住民基本台帳の閲覧の項		(略)	
戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	(略)		
戸籍記載事項証明書交付の項	(略)		
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	(略)		
除籍記載事項証明書交付の項	(略)		

旧	
戸籍の届出、申請の受理又は届書その他書類の記載事項の証明書交付	(略)
戸籍の届書その他書類の閲覧	(略)
臨時運行許可の項	(略)

令和6年議案第2号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,088,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,379,988	千円 789,678	千円 5,169,666
	1 国庫負担金	3,320,927	842	3,321,769
	4 国庫交付金	628,530	788,836	1,417,366
16 県支出金		2,429,342	1,007	2,430,349
	2 県補助金	807,741	1,007	808,748
19 繰入金		2,924,972	△553,571	2,371,401
	1 基金繰入金	2,924,972	△553,571	2,371,401
歳入合計		33,851,557	237,114	34,088,671

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 15,881,369	千円 231,885	千円 16,113,254
	2 児童福祉費	6,016,653	4,986	6,021,639
	3 生活保護費	1,913,922	217,860	2,131,782
	4 災害救助費	13,875	9,039	22,914
5 労働費		130,726	1,595	132,321
	1 労働費	130,726	1,595	132,321
9 消費税		1,253,428	3,634	1,257,062
	1 消費税	1,253,428	3,634	1,257,062
歳出合計		33,851,557	237,114	34,088,671

第2表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 生活保護費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	146,556
		物価高騰対応重点支援給付金支給事業（拡大分）	151,720
5 労働費	1 労働費	すいとぴあ江南維持運営事業	1,595

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,379,988	千円 789,678	千円 5,169,666
16 県支出金	2,429,342	1,007	2,430,349
19 繰入金	2,924,972	△553,571	2,371,401
歳入合計	33,851,557	237,114	34,088,671

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 15,881,369	千円 231,885	千円 16,113,254
5 労働費	130,726	1,595	132,321
9 消費税	1,253,428	3,634	1,257,062
歳出合計	33,851,557	237,114	34,088,671

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 789,843	千円	千円	千円 △557,958
			1,595
842			2,792
790,685			△553,571

2 歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,379,988	789,678	5,169,666
	1 国庫負担金	3,320,927	842	3,321,769
	3 消防費国庫負担金	959	842	1,801
	4 国庫交付金	628,530	788,836	1,417,366
	1 民生費交付金	532,201	788,836	1,321,037
16	県支出金	2,429,342	1,007	2,430,349
	2 県補助金	807,741	1,007	808,748
	2 民生費県補助金	703,964	1,007	704,971
19	繰入金	2,924,972	△553,571	2,371,401
	1 基金繰入金	2,924,972	△553,571	2,371,401
	1 基金繰入金	2,924,972	△553,571	2,371,401
	計	33,851,557	237,114	34,088,671

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 消防費 負担金	842	[消防署] 緊急消防援助隊活動費負担金	
3 生活保護費 交付金	788,836	[福祉課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
2 児童福祉費 補助金	1,007	[保険年金課] 子ども医療費補助金	
1 基金 繰入金	△553,571	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	

3 歳 出

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 医 療 助 成 費	765,376	4,986	770,362	1,007			3,979	19扶 助 費	4,986
計	6,016,653	4,986	6,021,639	1,007			3,979		

3-2-3 医療助成費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[子ども医療費助成事業] 19 扶助費 医療扶助費</p>	<p style="text-align: right;">4,986</p> <p>〈特定財源〉 県 1,007千円 補正後271,215,000円×1/2 -補正前269,200,000円×1/2 補正後671,033,000円-補正前666,047,000円</p>

歳 出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,913,922	217,860	2,131,782	788,836			△570,976	3職 員 手 当 等	1,124
								10需 用 費	359
								11役 務 費	7,344
								12委 託 料	10,626
								13使 用 料 及 賃 借 料	657
								18負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	197,750

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[物価高騰対応重点支援給付金支給事業]	217,860	
- 物価高騰対応重点支援給付金支給事業	66,140	
3 職員手当等	79	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
時間外勤務手当		
10 需用費	119	〈特定財源〉
消耗品費	30	国 637,116千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
一般事業用		
印刷製本費	89	目的 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた
一般事業用		低所得者の子育て世帯への支援
11 役務費	1,927	内容 物価高騰対応重点支援給付金（加算分）の支給
郵便料	339	
電話料	1	一般事業用（消耗品費）
人材派遣手数料	1,450	補正後175,000円ー補正前145,000円
口座振込手数料	137	一般事業用（印刷製本費）
12 委託料	4,037	補正後389,000円ー補正前300,000円
システム構築委託料		郵便料
13 使用料及び賃借料	278	補正後1,992,000円ー補正前1,653,000円
コピー機借上料	115	電話料
パソコン等借上料	163	補正後5,000円ー補正前4,000円
18 負担金、補助及び交付金	59,700	人材派遣手数料
物価高騰対応重点支援給付金（加算分）		補正後4,760,000円ー補正前3,310,000円
		口座振込手数料
		補正後1,048,000円ー補正前911,000円
		システム構築委託料
		補正後10,021,000円ー補正前5,984,000円
		コピー機借上料
		補正後251,000円ー補正前136,000円
		パソコン等借上料
		補正後451,000円ー補正前288,000円
		繰越明許費
		146,556千円

歳 出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,913,922	217,860	2,131,782	788,836			△570,976		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（拡 大分） 151,720</p> <p>3 職員手当等 1,045</p> <p>時間外勤務手当</p> <p>10 需用費 240</p> <p>消耗品費 106</p> <p>一般事業用</p> <p>印刷製本費 134</p> <p>一般事業用</p> <p>11 役務費 5,417</p> <p>郵便料 547</p> <p>電話料 1</p> <p>電話架設料 91</p> <p>人材派遣手数料 4,605</p> <p>口座振込手数料 173</p> <p>12 委託料 6,589</p> <p>システム構築委託料</p> <p>13 使用料及び賃借料 379</p> <p>コピー機借上料 74</p> <p>パソコン等借上料 305</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 138,050</p> <p>物価高騰対応重点支援給付金（拡 大分） 125,400</p> <p>物価高騰対応重点支援給付金（加 算分） 12,650</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 151,720千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>目的 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた 住民税均等割のみ課税世帯への支援</p> <p>内容 物価高騰対応重点支援給付金（拡大分）及び 物価高騰対応重点支援給付金（加算分）の支給</p> <p>繰越明許費 151,720千円</p>	

歳 出
 3 款 民生費
 4 項 災害救助費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 被災地 支援費		9,039	9,039				9,039	3職員 手当等	1,909
								8旅 費	3,146
								10需用費	2,030
								12委託料	1,676
								13使用料 及 賃借料	278
計	13,875	9,039	22,914				9,039		

3-4-3 被災地支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	
	3 職員手当等	
	特殊勤務手当	26
	時間外勤務手当	1,883
	〔被災地支援事業〕	
	8 旅費	3,146
	派遣旅費	
	10 需用費	2,030
	消耗品費	683
	一般事業用	
	燃料費	597
	一般事業用	
	修繕料	750
	自動車	
	12 委託料	1,676
	被災地応急復旧委託料	
	13 使用料及び賃借料	278
	携帯電話借上料	123
	有料道路通行料	17
	駐車料	138
		被災地支援のための職員派遣

歳 出
5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	130,726	1,595	132,321				1,595	10需用費	1,595
計	130,726	1,595	132,321				1,595		

9款 消防費
1項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 消防署費	722,692	3,634	726,326	842			2,792	3職 員 手 当 等	2,117
								8旅 費	577
								10需用費	939
								13使 用 料 及 賃 借 料	1
計	1,253,428	3,634	1,257,062	842			2,792		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[すいとびあ江南維持運営事業] ・すいとびあ江南維持運営事業 10 需用費 修繕料 施設	1,595	非常用発電設備蓄電池等取替 補正後2,095,000円－補正前500,000円 繰越明許費 1,595千円

9-1-3 消防署費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[警防事業] ・緊急消防援助隊事業 3 職員手当等 特殊勤務手当 時間外勤務手当 8 旅費 普通旅費 10 需用費 消耗品費 一般事業用 燃料費 ガソリン 白灯油 軽油 食糧費 一般事業用 13 使用料及び賃借料 有料道路通行料	3,634 2,117 8 2,109 577 939 82 448 48 9 391 409 1	〈特定財源〉 国 842千円 補正後1,801,000円×10/10－補正前959,000円×10/10 被災地支援のための職員派遣 普通旅費 補正後872,000円－補正前295,000円 一般事業用（消耗品費） 補正後106,000円－補正前24,000円 白灯油 補正後16,000円－補正前7,000円 軽油 補正後892,000円－補正前501,000円 一般事業用（食糧費） 補正後593,000円－補正前184,000円

令和6年議案第3号

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するため、改正する必要があるからであります。

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第10条 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上の職員（市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあり、及び第3項中「第1項」とあるのは、「第10条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

(参 考)

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p>第10条 <u>給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上の職員（市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあり、及び第3項中「第1項」</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>

新	旧
<p><u>とあるのは、「第10条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条 報酬、期末手当及び勤勉手当の支給方法</u>その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p><u>第10条 報酬及び期末手当の支給方法</u>その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。</p>

江南市職員の育児休業等に関する条例（附則第2項関係）

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

令和6年議案第4号

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、布袋ふれあい会館浴場の廃止に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成14年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中「浴場」を削る。

別表1 高齢者憩の施設の表を削り、同表2 学習施設及び体育施設の表中「2 学習施設及び体育施設」を「学習施設及び体育施設」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新	旧												
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会館には、次の施設を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>施設内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者憩の施設</td><td>談話室 娯楽室</td></tr><tr><td colspan="2">学習施設の項及び体育施設の項 (略)</td></tr></tbody></table> <p>(使用料)</p>	施設	施設内容	高齢者憩の施設	談話室 娯楽室	学習施設の項及び体育施設の項 (略)		<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 同左</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設</th><th>施設内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者憩の施設</td><td>談話室 娯楽室 <u>浴場</u></td></tr><tr><td colspan="2">学習施設の項及び体育施設の項 (略)</td></tr></tbody></table>	施設	施設内容	高齢者憩の施設	談話室 娯楽室 <u>浴場</u>	学習施設の項及び体育施設の項 (略)	
施設	施設内容												
高齢者憩の施設	談話室 娯楽室												
学習施設の項及び体育施設の項 (略)													
施設	施設内容												
高齢者憩の施設	談話室 娯楽室 <u>浴場</u>												
学習施設の項及び体育施設の項 (略)													
<p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p><u>学習施設及び体育施設</u> 表 (略)</p>	<p>第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p><u>1 高齢者憩の施設</u></p> <table border="1"><thead><tr><th><u>区分</u></th><th><u>使用料</u></th></tr></thead><tbody><tr><td><u>浴場</u></td><td><u>1回につき130円</u></td></tr></tbody></table> <p><u>2 学習施設及び体育施設</u> 表 (略)</p>	<u>区分</u>	<u>使用料</u>	<u>浴場</u>	<u>1回につき130円</u>								
<u>区分</u>	<u>使用料</u>												
<u>浴場</u>	<u>1回につき130円</u>												

令和6年議案第5号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条に次の2号を加える。

（7）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（8）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の1の項中「訪問介護（これに相当するものを含む）」を「居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう）」に改め、同表の2の項中「介護給付等対象サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減」を「介護保険法による地域支援事業の実施」に改め、同表の2の2の項を削る。

別表第2の1の項中「訪問介護」を「居宅サービス等」に改め、同表の2の項中「介護給付等対象サービスの利用者の負担の軽減」を「介護保険法による地域支援事業の実施」に改め、「地方税関係情報」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による特定健康診査若しくは特定保健指導若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保健事業の実施に関する情報」を加え、「又

は」を「、」に改め、「法定外生活保護関係情報」の次に「又は健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」を加え、同表の2の2の項を削り、同表の23の項中「地方税関係情報」の次に「、児童扶養手当関係情報」を、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報」を加え、同表の24の項中「地方税関係情報」の次に「、児童扶養手当関係情報」を、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報」を加え、同表の26の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、障害者自立支援給付関係情報」を加え、同表の35の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」を加え、「地方税の」を「地方税又は森林環境税の」に改め、同表の44の項中「生活保護関係情報」の次に「、地方税関係情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が<u>行う特定個人番号利用事務</u>とする。</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が<u>第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有す</p>

新	旧								
<p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td><u>居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関</u></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	<u>居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関</u>	<p><u>るものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td><u>訪問介護（これに相当するものを含む。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1 市長	<u>訪問介護（これに相当するものを含む。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u>
執行機関	事務								
1 市長	<u>居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関</u>								
執行機関	事務								
1 市長	<u>訪問介護（これに相当するものを含む。以下同じ。）の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの</u>								

新		旧	
	する事務であって規則で定めるもの		
2 市長	<u>介護保険法による地域支援事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	<u>介護給付等対象サービス</u> (<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)</u> <u>の利用者の負担の軽減</u> に関する事務であって規則で定めるもの
		<u>2の2 市長</u>	<u>介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの
3の項～27の項 (略)		3の項～27の項 (略)	

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>居宅サービス等</u> の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
2 市長	<u>介護保険法による地域支援事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による特定健康診査若しくは特定保健指導若</u>

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	<u>訪問介護</u> の利用者の負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
2 市長	<u>介護給付等対象サービスの利用者の負担の軽減</u> に関する事務であって規則で定	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報又は法定外生活保護関</u>

新		旧	
	<p>しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保健事業の実施に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、法定外生活保護関係情報又は健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>	めるもの	係情報であって規則で定めるもの
		<p>2の2 市 介護保険法 長 による地域 支援事業の 実施に關す る事務であ って規則で 定めるもの</p>	<p>生活保護関係情 報、地方税関係情 報、国民健康保険 法(昭和33年法律 第192号)による特 定健康診査若しく は特定保健指導若 しくは高齢者の医 療の確保に関する 法律(昭和57年法 律第80号)による 保健事業の実施に 關する情報、中国 残留邦人等支援給</p>

新			旧		
					付等関係情報又は健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
3の項～22の項 (略)			3の項～22の項 (略)		
23	市長	後期高齢者の福祉のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	23	市長	後期高齢者の福祉のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳に関する情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報</u> 、 <u>障害者自立支援給付関係情報</u> 、 <u>江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報</u> 、法定外生活保護関係情報又は他の条例等による助成に関する情報であって規則で			医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳に関する情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、 <u>法定外生活保護関係情報</u> 又は他の条例等による助成に関する情報であって規則で定めるもの

新			旧		
		定めるもの			
24 市長	江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による母子・父子家庭医療費の助成に 関する事務 であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報、児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、 <u>江南市児童扶養手当支給条例による児童扶養手当の支給に関する情報</u> 、 <u>法定外生活保護関係情報</u> 又は江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第2条第2項第5号に規定する条例による助成に関する情報であって規則で定めるもの	24 市長	江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による母子・父子家庭医療費の助成に 関する事務 であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等</u> 関係情報、 <u>法定外生活保護関係情報</u> 又は江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第2条第2項第5号に規定する条例による助成に関する情報であって規則で定めるもの
25の項 (略)			25の項 (略)		
26 市長	江南市精神障害者医療費の助成に関する条例による精神障害者医療費の助成に	医療保険給付関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等</u> 関係情報、 <u>障害者自立支援給付関係</u>	26 市長	江南市精神障害者医療費の助成に関する条例による精神障害者医療費の助成に	医療保険給付関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、生活保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等</u> 関係情報、 <u>法定外生活保護関係情報</u>

新			旧		
	<p>関する事務 であって規 則で定める もの</p>	<p><u>情報</u>、法定外生活 保護関係情報又は 江南市精神障害者 医療費の助成に関 する条例第5条第4 号に規定する条例 による助成に関す る情報であって規 則で定めるもの</p>		<p>関する事務 であって規 則で定める もの</p>	<p>又は江南市精神障 害者医療費の助成 に関する条例第5 条第4号に規定す る条例による助成 に関する情報であ って規則で定める もの</p>
27の項～34の項 (略)			27の項～34の項 (略)		
35 市長	<p>地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例又は<u>森林 環境税及び 森林環境譲 与税</u>に關す る法律(平 成31年法律 第3号)によ る<u>地方税</u>又 は<u>森林環境 税</u>の賦課徴 収に関する 事務であつ て規則で定 めるもの</p>	(略)	35 市長	<p>地方税法そ の他の地方 税に関する 法律及びこ れらの法律 に基づく条 例による<u>地 方税</u>の賦課 徴収に關す る事務であ つて規則で 定めるもの</p>	(略)

新			旧		
36の項～43の項 (略)			36の項～43の項 (略)		
44 市長	健康増進法 による健康 増進事業の 実施に關す る事務であ って規則で 定めるもの	生活保護関係情 報、 <u>地方税関係情 報</u> 、国民健康保険 法による特定健康 診査若しくは特定 保健指導若しくは 高齢者の医療の確 保に関する法律に よる保健事業の実 施に関する情報、 介護保険給付等関 係情報、中国残留 邦人等支援給付等 関係情報又は法定 外生活保護関係情 報であって規則で 定めるもの	44 市長	健康増進法 による健康 増進事業の 実施に關す る事務であ って規則で 定めるもの	生活保護関係情 報、国民健康保険 法による特定健康 診査若しくは特定 保健指導若しくは 高齢者の医療の確 保に関する法律に よる保健事業の実 施に関する情報、 介護保険給付等関 係情報、中国残留 邦人等支援給付等 関係情報又は法定 外生活保護関係情 報であって規則で 定めるもの
44の2の項～46の項 (略)			44の2の項～46の項 (略)		

令和6年議案第6号

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部改正について

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、換地処分に係る清算金の分割徴収及び分割交付における利子の利率について、所要の整備を図る必要があるからであります。

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「清算金の」を「清算金を」に、「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で別に定めることができる。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で別に定めることができる。)</u></u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>清算金の分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付する利子の利率は、<u>年6パーセント</u></u>とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～10 (略)</p>

令和6年議案第7号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等の一部改正に伴い、制限の適用除外に係る認定手数料の額を定める等のため、改正する必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表5 土木関係の表低炭素建築物新築等計画認定の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を

「(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「に係る同法」に改め、同表建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画変更認定の項の次に次の2項を加える。

既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円	
既存建築物の道路内における制限の適用除外に係る認定	1件	27,000円	

別表5 土木関係の表備考第1号及び第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				
(区分及び金額)				
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。				
別表（第3条関係）				
5 土木関係				
区分		単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項				(略)
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関（以下この表において	一戸建て住宅 共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」とい	(略)

新

	<p>「適合性確認機関」という。)が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合</p>		<p>う。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分に係るもの</p>	
	<p>(以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合</p>	<p>その他の建築物</p>	<p>(略)</p>	<p>複合建築物の非住宅部分に係るもの (略)</p>

新						
	等」という。)					
	その他の場合 (略)					
低炭素建築物新築等計画変更認定の項 (略)						
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物	床面積(特定建築行為に係る	1件	121,000円(建	(1) (略)	
	省エネルギー省令第1条第1項第1号ロに係る建築物	床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第18号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの		築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項及び次項において「計画」という。)の変更に係る場合にあっては、62,300円)	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	311,200円(計画の変更に係る場合にあっては、157,400円)	エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法に	

新

					<p>より建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び(1)の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画の変更に係る場合にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定)<u>に係る同法</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類とし</p>
--	--	--	--	--	---

新				
				て市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の区分に相当する額とする。
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項～建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項 (略)				
建築物エネルギー消費性能基準適合認定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー	(略)		

新

ギー消費性能基準に適合している
と市長が定める機関が認めた場合
又は当該基準に適合していること
を証する書類として市長が定める
ものが添付されている場合

その他の場合 (略)

開発行為許可の項～既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う
場合における全体計画変更認定の項 (略)

既存建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定

1件 27,000円

既存建築物の道路内における制限の適用

1件 27,000円

新

除外に係る認定			
---------	--	--	--

路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の項～屋外 広告物の項 (略)

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額に相当する額を合算した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(変更がないものを除く。)についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の額(当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額)に相当する額を合算した額とする。

旧

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表 (第3条関係)

5 土木関係

区分		単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項				(略)
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関(以下この表において	一戸建て住宅 共同住宅等	(略) 建築物全体又は複合建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この表において「非住宅部分」とい	(略)

	<p>「適合性確認機関」という。)が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合</p>	<p>う。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分に係るもの</p>	
			<p>複合建築物の非住宅部分に係るもの (略)</p>
		<p>その他の建築物 (略)</p>	

旧						
	等」という。)					
	その他の場合 (略)					
低炭素建築物新築等計画変更認定の項 (略)						
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物 省エネ 法基準 省令第 1条第1 項第1 号ロに 定める 基準に 係る建 築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの	1件	121,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項及び次項において「計画」という。)の変更に係る場合には、62,300円)	(1) (略)	(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法によ
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	311,200円(計画の変更に係る場合には、157,400円)		

					<p>り建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び(1)の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定)に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は</p>
--	--	--	--	--	--

旧	
	当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)の区分に相当する額とする。
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の項～建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項 (略)	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定	<p>(略)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー</p>

ギー消
 費性能
 基準に
 適合し
 ている
 と市長
 が定め
 る機関
 が認め
 た場合
 又は当
 該基準
 に適合
 してい
 ること
 を証す
 る書類
 として
 市長が
 定める
 ものが
 添付さ
 れてい
 る場合

その他の場合 (略)

開発行為許可の項～既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う
 場合における全体計画変更認定の項 (略)

路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の項～屋外
 広告物の項 (略)

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額に相当する額を合算した額とする。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(変更がないものを除く。)についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の額(当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額)に相当する額を合算した額とする。

令和6年議案第8号

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

令和6年議案第9号

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

令和6年議案第10号

江南市水道事業給水条例の一部改正について

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業給水条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第35条第2項及び第40条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p>
<p>第35条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p>	<p>第35条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p>
<p>第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し50,000円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤</p>	<p>第40条 同左</p> <p>(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤</p>

新	旧
去した者 (2)～(4) (略)	去した者 (2)～(4) (略)

令和6年議案第11号

江南市介護保険条例の一部改正について

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、令和6年4月1日から江南市介護保険料の改定をするため、
所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

江南市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,094円」を「30,767円」に改め、同項第2号中「48,141円」を「46,319円」に改め、同項第3号中「48,141円」を「46,657円」に改め、同項第4号中「57,769円」を「60,858円」に改め、同項第5号中「64,188円」を「67,620円」に改め、同項第6号中「77,025円」を「81,144円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「83,444円」を「87,906円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「96,282円」を「101,430円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「109,119円」を「114,954円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「115,538円」を「128,478円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に、「7,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「121,957円」を「142,002円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「5,200,000円」に、「10,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「128,376円」を「182,574円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 155,526円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項

第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 162,288円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 169,050円

ア 合計所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 175,812円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,256円」を「19,271円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,256円」を「19,271円」に、「32,094円」を「32,795円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,256円」を「19,271円」に、「44,931円」を「46,319円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の江南市介護保険条例第3条第1項から第4項までの規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和6年度から令和8年度までの各</u>年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,767円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,319円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,657円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,858円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>67,620円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,144円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>令和3年度から令和5年度までの各</u>年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,094円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,141円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,141円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,769円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,188円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,025円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に</p>

新	旧
<p><u>号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>87, 90</u> <u>6円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>83, 44</u> <u>4円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>101, 4</u> <u>30円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96, 28</u> <u>2円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第10号イ又は第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114, 9</u> <u>54円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3, 200, 000円以上<u>4, 200, 000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>109, 1</u> <u>19円</u></p> <p>ア 合計所得金額が3, 200, 000円以上<u>5, 000, 000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

新	旧
<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>128,478円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,200,000円</u>以上<u>5,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>142,002円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,200,000円</u>以上<u>6,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る</p>	<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115,538円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円</u>以上<u>7,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>121,957円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,000,000円</u>以上<u>10,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る</p>

新	旧
<p>部分を除く。)、<u>次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する者 155,526円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 162,288円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が7,200,000円以上8,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 169,050円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が8,200,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前</u></p>	<p>部分を除く。)に該当する者を除く。)</p>

新	旧
<p><u>各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> (<u>令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)</u>)<u>又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(15) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>175,812円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</u> (<u>令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)</u>)<u>に該当する者を除く。)</u></p> <p>(16) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>182,574円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,271円とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>128,376円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,256円とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各</u></p>

新	旧
<p>年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,271円</u>」とあるのは、「<u>32,795円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,256円</u>」とあるのは、「<u>32,094円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,271円」とあるのは、「46,319円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,256円」とあるのは、「44,931円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>5 (略) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)</p>	<p>5 (略) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第13号までの</u>いづれかに規定する者として月割りにより</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から<u>第9号までの</u>いづれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p>

新	旧
4 算定した保険料の額の合算額とする。 (略)	4 (略)

(参 考)

介護保険条例一部改正（案）の概要

1. 改正の目的

この案を提出するのは、令和6年4月1日から江南市介護保険料の改定をするため、所要の整備を図る必要があるからであります。

2. 改正の概要

(1) 第9期における第1号被保険者の保険料基準月額

令和6年度から令和8年度までの3年間の保険料は、介護保険事業費の見込額等を基に算出し、月額5,635円となりました。第8期が月額5,349円でしたので、286円の増額となります。市民税を課税されていない世帯に属する方が対象である第1～3段階は、国の方針により消費税率の引上げ分を財源に軽減します。

(2) 所得段階の13段階、14段階、15段階、16段階を設定

所得段階を従来の12段階に加えて、令和6年度から13段階、14段階、15段階、16段階を新たに設定します。

【参考】

所得段階	対象者	所得段階別割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 →0.285	19,200円
第2段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.685 →0.485	32,700円
第3段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.69 →0.685	46,300円
第4段階	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	60,800円
第5段階(基準)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	67,600円
第6段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20	81,100円
第7段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	87,900円
第8段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	101,400円
第9段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	114,900円
第10段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	128,400円
第11段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	142,000円
第12段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	155,500円
第13段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.40	162,200円
第14段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の方	2.50	169,000円
第15段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	2.60	175,800円
第16段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,200万円以上の方	2.70	182,500円

※市民税を課税されていない世帯に属する方が対象である第1～3段階は、国の方針により消費税率の引上げ分を財源に軽減されています。

令和6年議案第12号

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市地域包括支援センターの人員に係る基準を新たに定める等のため、改正する必要があるからであります。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。次条第2項において同じ。）」を「江南市高齢者福祉審議会」に改める。

第4条第2項中「前項の」を「前2項の」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「江南市高齢者福祉審議会」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の規定による員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに同項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を加えた員数とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(包括的支援事業の基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>江南市高齢者福祉審議会</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(地域包括支援センターの職員に係る基準)</p>	<p>(包括的支援事業の基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。次条第2項において同じ。)</u>の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(地域包括支援センターの職員に係る基準)</p>
<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の規定による員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに同項第1号から第3号までに掲</u></p>	<p>第4条 (略)</p>

新	旧				
<p><u>げる者のいずれか1人を加えた員数とする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず</u>、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>江南市高齢者福祉審議会</u>において認められた場合は、<u>地域包括支援センター</u>に置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会</u>において認められた場合は、<u>地域包括支援センター</u>に置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="212 945 400 1178">担当する区域における第1号被保険者の数</td> <td data-bbox="402 945 778 1178">地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td> </tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="825 945 1013 1178">担当する区域における第1号被保険者の数</td> <td data-bbox="1015 945 1391 1178">地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td> </tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数				
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数				
お お む ね 1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	お お む ね 1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人		
お お む ね 1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	お お む ね 1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)		
お お む ね 2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	お お む ね 2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人		

令和6年議案第13号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市国民健康保険の保険税率改定に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例(昭和31年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.40」を「100分の7.34」に改める。

第5条中「23,600円」を「30,600円」に改める。

第5条の2第1号中「21,000円」を「20,800円」に改め、同条第2号中「10,500円」を「10,400円」に改め、同条第3号中「15,750円」を「15,600円」に改める。

第5条の3中「100分の2.35」を「100分の2.92」に改める。

第5条の5中「8,400円」を「11,600円」に改める。

第5条の6第1号中「6,800円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,400円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,100円」を「5,700円」に改める。

第6条中「100分の1.90」を「100分の2.21」に改める。

第7条の2中「10,400円」を「12,300円」に改める。

第7条の3中「7,200円」を「6,300円」に改める。

第12条第1項第1号ア中「16,520円」を「21,420円」に改め、同号イ(ア)中「14,700円」を「14,560円」に改め、同イ(イ)中「7,350円」を「7,280円」に改め、同イ(ウ)中「11,025円」を「10,920円」に改め、同号ウ中「5,880円」を「8,120円」に改め、同号エ(ア)中「4,760円」を「5,320円」に改め、同エ(イ)中「2,380円」を「2,660円」に改め、同エ(ウ)中「3,570円」を「3,990円」に改め、同号オ中「7,280円」を「8,610円」に改め、同号カ中「5,040円」を「4,410円」に改め、同項第2号ア中「11,800円」を「15,300円」に改め、同号イ(ア)中「10,500円」を「10,400円」に改め、同イ(イ)中「5,250円」を「5,200円」に改め、同イ(ウ)中「7,875円」を「7,800円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「5,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,400円」を「3,800円」に改め、同エ(イ)中「1,700円」を「1,900円」に改め、同エ(ウ)中「2,550円」を「2,850円」に改め、同号オ中「5,200円」を「6,150円」に改め、同号カ中「3,600円」を「3,150円」に改め、同項第3号ア中「4,720円」を「6,120円」に改め、同号イ(ア)中「4,20

0円」を「4,160円」に改め、同イ(イ)中「2,100円」を「2,080円」に改め、同イ(ウ)中「3,150円」を「3,120円」に改め、同号ウ中「1,680円」を「2,320円」に改め、同号エ(ア)中「1,360円」を「1,520円」に改め、同エ(イ)中「680円」を「760円」に改め、同エ(ウ)中「1,020円」を「1,140円」に改め、同号オ中「2,080円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,440円」を「1,260円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,540円」を「4,590円」に改め、同号イ中「5,900円」を「7,650円」に改め、同号ウ中「9,440円」を「12,240円」に改め、同号エ中「11,800円」を「15,300円」に改め、同項第2号ア中「1,260円」を「1,740円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,900円」に改め、同号ウ中「3,360円」を「4,640円」に改め、同号エ中「4,200円」を「5,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.34</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって</p>	<p>第5条の2 同左</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって</p>

新	旧
<p>同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)以外の世帯 <u>20,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,600円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)以外の世帯 <u>21,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,750円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>

新	旧
<p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>第5条の6 同左</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,100円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.21</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.90</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額</p>	<p>第12条 同左</p>

新	旧
<p>して得た額(当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円</p>	<p>(1) 同左</p>

新	旧
<p>を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>21,420円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,280円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,920円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,120円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,520円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,025円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,880円</u></p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,760円</u></p>

新	旧
<p>(イ) 特定世帯 <u>2,660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,610円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,410円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯</p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>2,380円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,570円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,280円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,040円</u></p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,800円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯</p>

新	旧
<p>以外の世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,900円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,150円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を</p>	<p>以外の世帯 <u>10,500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,200円</u></p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯 <u>3,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,550円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,600円</u></p> <p>(3) 同左</p>

新	旧
<p>乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,120円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,080円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,120円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,320円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>760円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,140円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,720円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,680円</u></p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>680円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,020円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被</p>

新	旧
<p>保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。) 1人について <u>2,460円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について <u>1,2 60円</u></p>	<p>保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯 主を除く。) 1人について <u>2,080円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について <u>1,4 40円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する 世帯内に6歳に達する日以後の最初の3 月31日以前である被保険者(以下「未就 学児」という。)がある場合における当該 納税義務者に対して課する被保険者均 等割額(当該納税義務者の世帯に属する 未就学児につき算定した被保険者均等 割額(前項に規定する金額を減額するも のとした場合にあっては、その減額後の 被保険者均等割額)に限る。)は、当該被 保険者均等割額から、次の各号に掲げる 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基 礎課税額の被保険者均等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未 就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>4,590円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>7,650円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>12,240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外 の世帯 <u>15,300円</u></p>	<p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>3,540円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>5,900円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減 額した世帯 <u>9,440円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外 の世帯 <u>11,800円</u></p>

新	旧
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,740円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,900円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,800円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(2) 同左</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,260円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,100円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>3 (略)</p>

(参考)

江南市国民健康保険税率等改定(案)

第3条、第5条、第5条の2、第12条

医療給付費分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	6.40 %	/		
均等割	23,600 円	16,520 円	11,800 円	4,720 円
平等割	21,000 円	14,700 円	10,500 円	4,200 円
特定世帯 (平等割1/2)	10,500 円	7,350 円	5,250 円	2,100 円
特定継続世帯 (平等割3/4)	15,750 円	11,025 円	7,875 円	3,150 円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	11,800 円 (5割減)	3,540 円 (1.5割減)	5,900 円 (2.5割減)	9,440 円 (4割減)

医療給付費分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	7.34 %	/		
均等割	30,600 円	21,420 円	15,300 円	6,120 円
平等割	20,800 円	14,560 円	10,400 円	4,160 円
特定世帯 (平等割1/2)	10,400 円	7,280 円	5,200 円	2,080 円
特定継続世帯 (平等割3/4)	15,600 円	10,920 円	7,800 円	3,120 円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	15,300 円 (5割減)	4,590 円 (1.5割減)	7,650 円 (2.5割減)	12,240 円 (4割減)

第5条の3、第5条の5、第5条の6、第12条

後期高齢者支援金分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.35 %	/		
均等割	8,400 円	5,880 円	4,200 円	1,680 円
平等割	6,800 円	4,760 円	3,400 円	1,360 円
特定世帯 (平等割1/2)	3,400 円	2,380 円	1,700 円	680 円
特定継続世帯 (平等割3/4)	5,100 円	3,570 円	2,550 円	1,020 円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	4,200 円 (5割減)	1,260 円 (1.5割減)	2,100 円 (2.5割減)	3,360 円 (4割減)

後期高齢者支援金分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.92 %	/		
均等割	11,600 円	8,120 円	5,800 円	2,320 円
平等割	7,600 円	5,320 円	3,800 円	1,520 円
特定世帯 (平等割1/2)	3,800 円	2,660 円	1,900 円	760 円
特定継続世帯 (平等割3/4)	5,700 円	3,990 円	2,850 円	1,140 円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	5,800 円 (5割減)	1,740 円 (1.5割減)	2,900 円 (2.5割減)	4,640 円 (4割減)

第6条、第7条の2、第7条の3、第12条

介護納付金分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	1.90 %	/		
均等割	10,400 円	7,280 円	5,200 円	2,080 円
平等割	7,200 円	5,040 円	3,600 円	1,440 円

介護納付金分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.21 %	/		
均等割	12,300 円	8,610 円	6,150 円	2,460 円
平等割	6,300 円	4,410 円	3,150 円	1,260 円

(参 考)

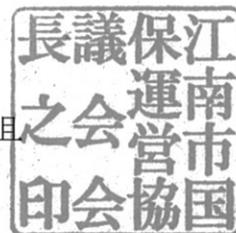


令和6年1月26日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険税率の改定について（答申）

令和6年1月25日付け5江保第315号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月25日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

令和6年度及び7年度の江南市国民健康保険税率について

平成30年度以降の国民健康保険運営において新たに導入された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて、分かち合っ

て負担する仕組みとなっている。
愛知県は、令和5年度における保険給付費の実績が想定より高い伸び率を示しているものの、平成30年度からの保険給付費の平均伸び率を考慮し、令和6年度の納付金にあたっては推計が過大にならないように算定を行ったとのことであるが、それでもなお、令和6年度の江南市の1人当たり納付金額は、対前年度比で105.2%となっている。また、令和5年度は税率改定を行わない年度であったが、令和5年度の江南市の1人当たり納付金額も、対前年比で109.6%となっており、近年急激な上昇率となっている。

こうした中、国民健康保険の財政運営の更なる安定化を図るためには、予防・健康づくりの取組による医療費適正化等を更に進めていくことが重要と考えるが、一方で、保険税の負担緩和財源となっている法定外繰入れが計画的に削減・解消される方針となっていることに鑑み、一定程度、保険税率を引き上げることはやむを得ないことと考える。

このことから、令和6年度の国民健康保険税率については、加入者負担の観点も踏まえ、各所得層における激変緩和を考慮しつつ、今般、県から示された標準保険税率に近づきようバランスをとって引き上げることとした次の税率案を了承する。

【令和6年度国民健康保険税率案】

		医療分	支援分	介護分	計
① 応能割	所得割率 (%)	7.34	2.92	2.21	12.47
② 応益割	均等割額 (円)	30,600	11,600	12,300	54,500
	平等割額 (円)	20,800	7,600	6,300	34,700
① : ②		51.7 : 48.3	52.6 : 47.4	49.3 : 50.7	—

(附帯意見)

保険税の増額により、全体の収納率が下がることのないよう、住民に対して十分な周知啓発に努められたい。

令和6年議案第14号

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学習等供用施設中般若会館及び江南市立学習等供用施設江森会館の譲渡に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 江南市立学習等供用施設中般若会館の項及び江南市立学習等供用施設江森会館の項を削る。

別表第2 江南市立学習等供用施設中般若会館の項及び江南市立学習等供用施設江森会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新															
(設置)															
第2条	(略)														
2	施設の名称及び位置は、別表第1に定めるところによる。														
(指定管理者による管理)															
第3条	市長は、別表第2に掲げる施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に別表第2に掲げる施設の管理を行わせるものとする。														
2	(略)														
別表第1(第2条関係)															
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>江南市立草井地区学習等供用施設の項</td><td>江南市立宮田地区学習等供用施設の項</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項</td><td>江南市立学習等供用施設飛高会館の項</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>江南市立学習等供用施設村久野会館の項</td><td>江南市立学習等供用施設神明会館の項</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	江南市立草井地区学習等供用施設の項	江南市立宮田地区学習等供用施設の項	(略)		江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項	江南市立学習等供用施設飛高会館の項	(略)		江南市立学習等供用施設村久野会館の項	江南市立学習等供用施設神明会館の項	(略)	
名称	位置														
江南市立草井地区学習等供用施設の項	江南市立宮田地区学習等供用施設の項														
(略)															
江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項	江南市立学習等供用施設飛高会館の項														
(略)															
江南市立学習等供用施設村久野会館の項	江南市立学習等供用施設神明会館の項														
(略)															
別表第2(第3条関係)															
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項</td></tr><tr><td>江南市立学習等供用施設飛高会館の項</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>江南市立学習等供用施設村久野会館の項</td></tr><tr><td>江南市立学習等供用施設神明会館の項</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項	江南市立学習等供用施設飛高会館の項	(略)	江南市立学習等供用施設村久野会館の項	江南市立学習等供用施設神明会館の項	(略)							
名称															
江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項															
江南市立学習等供用施設飛高会館の項															
(略)															
江南市立学習等供用施設村久野会館の項															
江南市立学習等供用施設神明会館の項															
(略)															

旧

(設置)

第2条 (略)

2 施設の名称及び位置は、別表第1に定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、別表第2に掲げる施設の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に別表第2に掲げる施設の管理を行わせるものとする。

2 (略)

別表第1(第2条関係)

名称	位置
江南市立草井地区学習等供用施設の項～江南市立宮田地区学習等供用施設の項 (略)	
<u>江南市立学習等供用施設中般若会館</u>	<u>江南市中般若町東50番地</u>
江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項～江南市立学習等供用施設飛高会館の項 (略)	
<u>江南市立学習等供用施設江森会館</u>	<u>江南市江森町上65番地</u>
江南市立学習等供用施設村久野会館の項～江南市立学習等供用施設神明会館の項 (略)	

別表第2(第3条関係)

名称
<u>江南市立学習等供用施設中般若会館</u>
江南市立学習等供用施設鹿子島会館の項～江南市立学習等供用施設飛高会館の項 (略)
<u>江南市立学習等供用施設江森会館</u>
江南市立学習等供用施設村久野会館の項～江南市立学習等供用施設神明会館の項 (略)

令和6年議案第15号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を別添のとおり認定及び廃止したいので道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

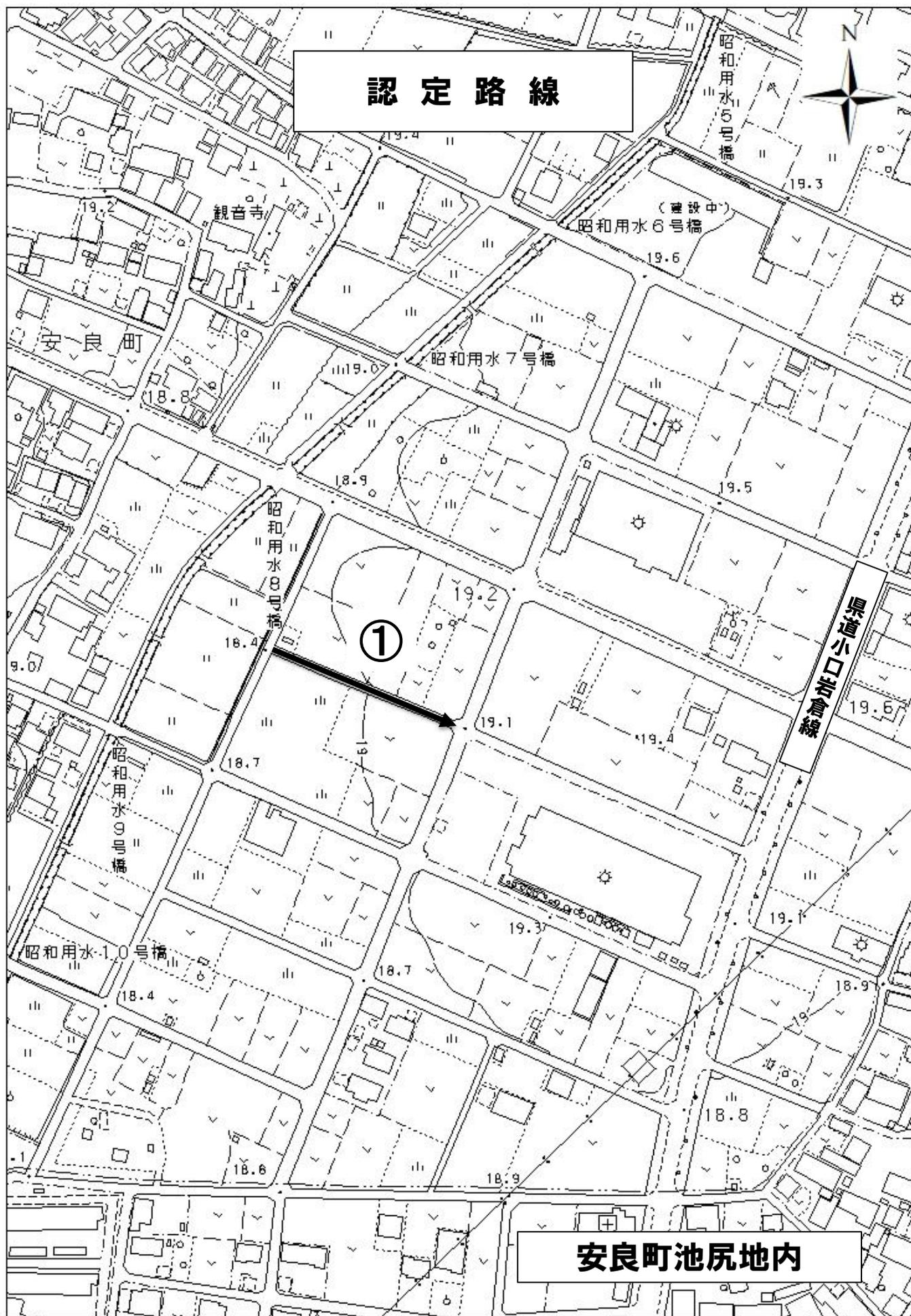
提案理由

この案を提出するのは、企業誘致等推進事業の推進等に伴い道路網の整備を図るため、市道路線を認定及び廃止する必要があるからであります。

認 定 路 線

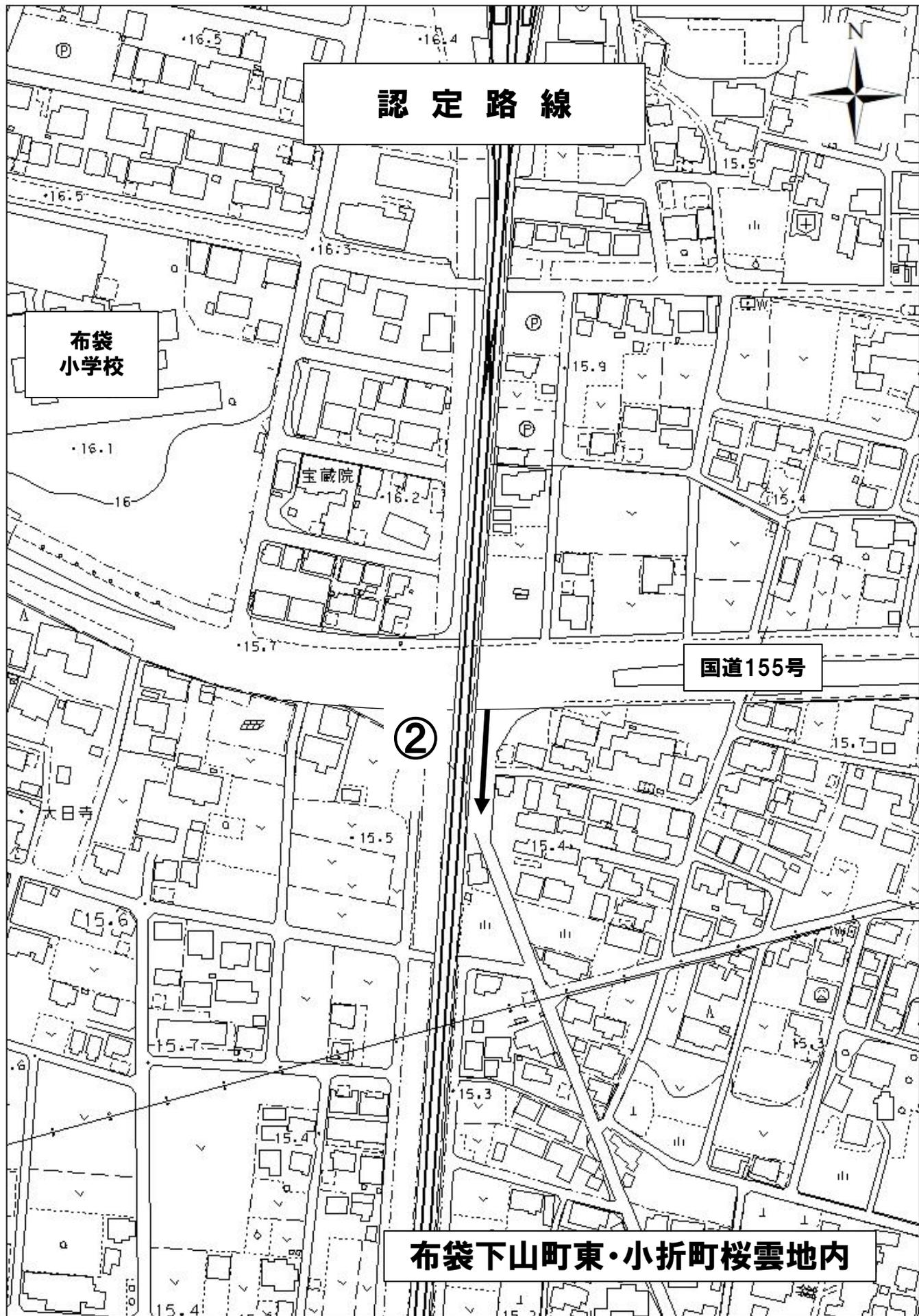
整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	主 要 経 過 地
1	市道東部第 3 8 7 号線	安良町池尻 1 4 番地先 安良町池尻 1 2 番地先	
2	市道東部第 7 2 5 号線	布袋下山町東 2 4 0 番 4 地先 小折町桜雲 3 9 番 3 地先	
3	市道東部第 7 2 6 号線	小折町八竜 1 1 3 番地先 小折町八竜 1 1 2 番地先	
4	市道東部第 7 2 7 号線	宮後町砂場東 3 8 5 番 9 地先 宮後町砂場東 3 8 5 番 1 1 地先	
5	市道東部第 7 2 8 号線	今市場町秋津 3 1 5 番地先 今市場町秋津 1 6 0 番 2 地先	

認定路線



安良町池尻地内

0 510 20 30 40
メートル



認定路線

**布袋
小学校**

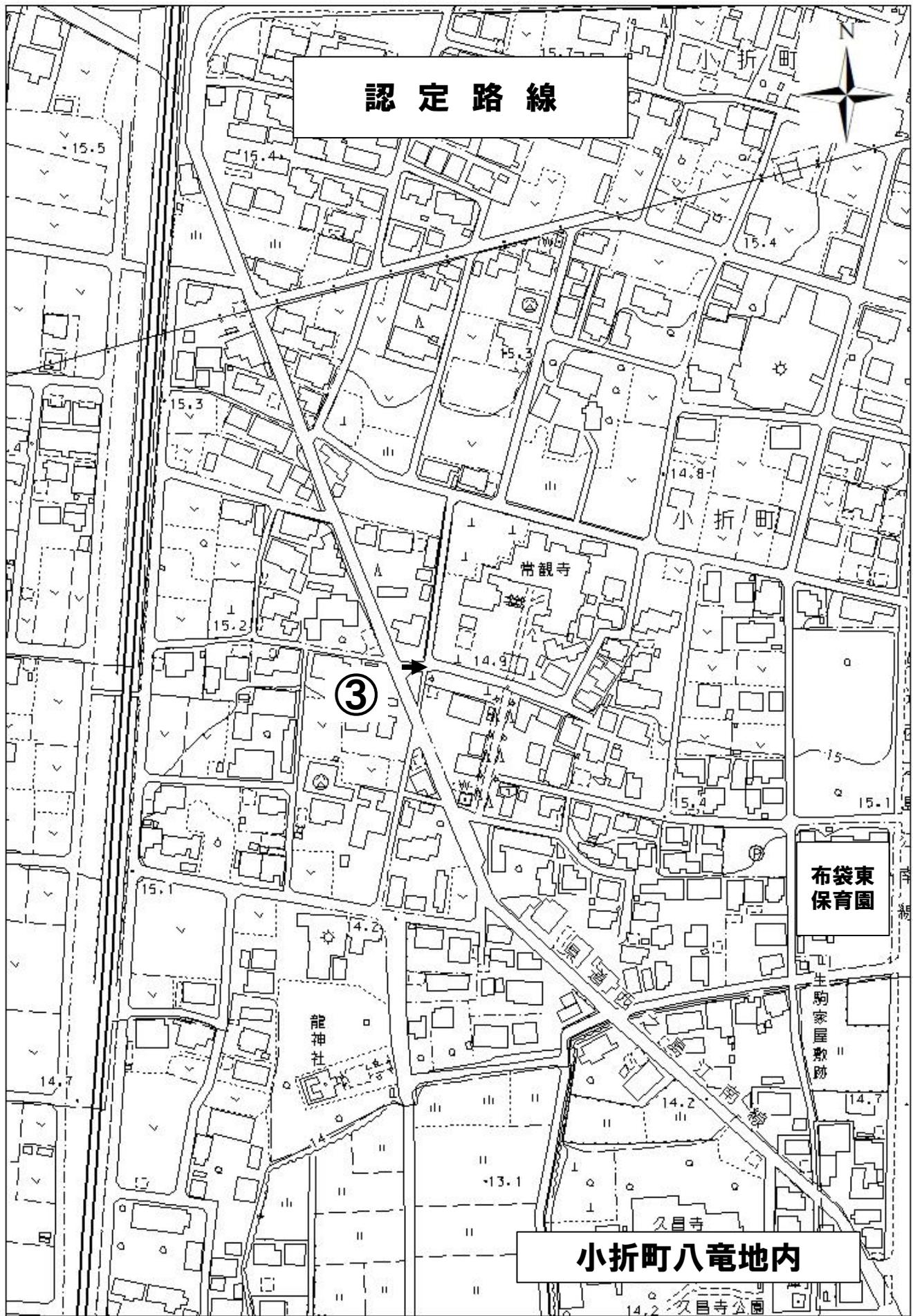
宝蔵院

国道155号

②

布袋下山町東・小折町桜雲地内

0 510 20 30 40
メートル



認定路線

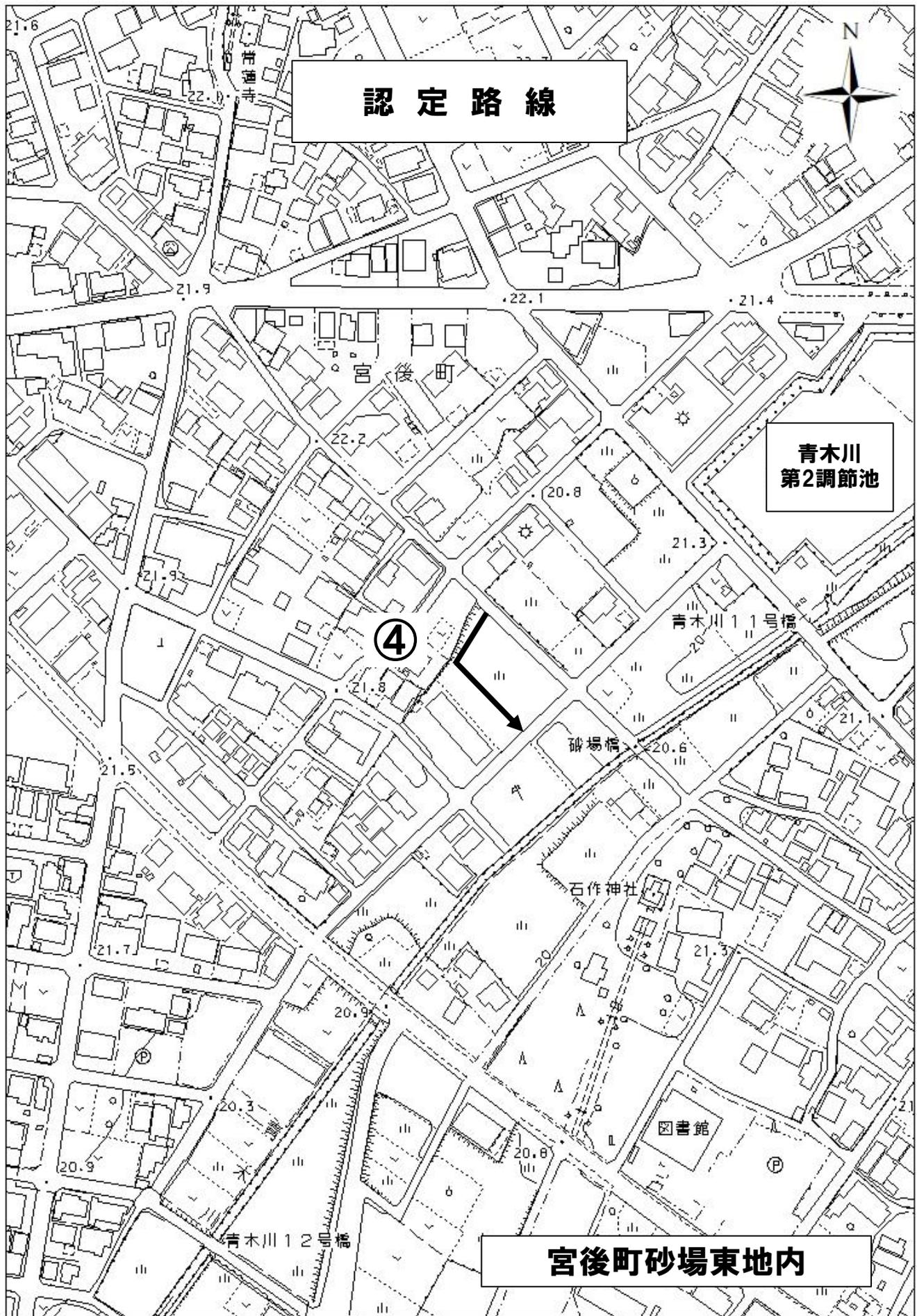


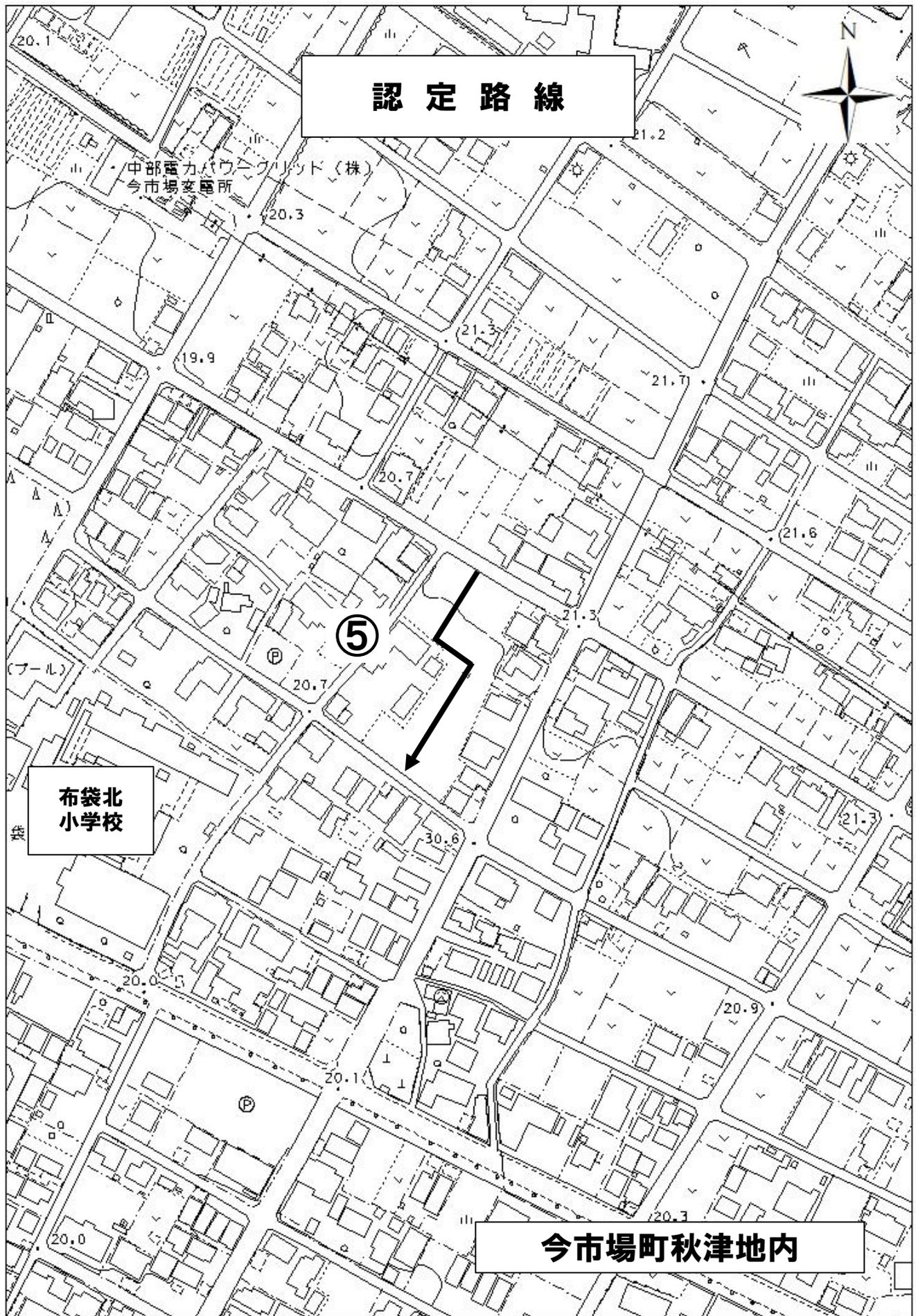
3

布袋東
保育園

小折町八竜地内

0 10 20 30 40
メートル





認定路線

中部電力パワーステーション(株)
今市場変電所



⑤

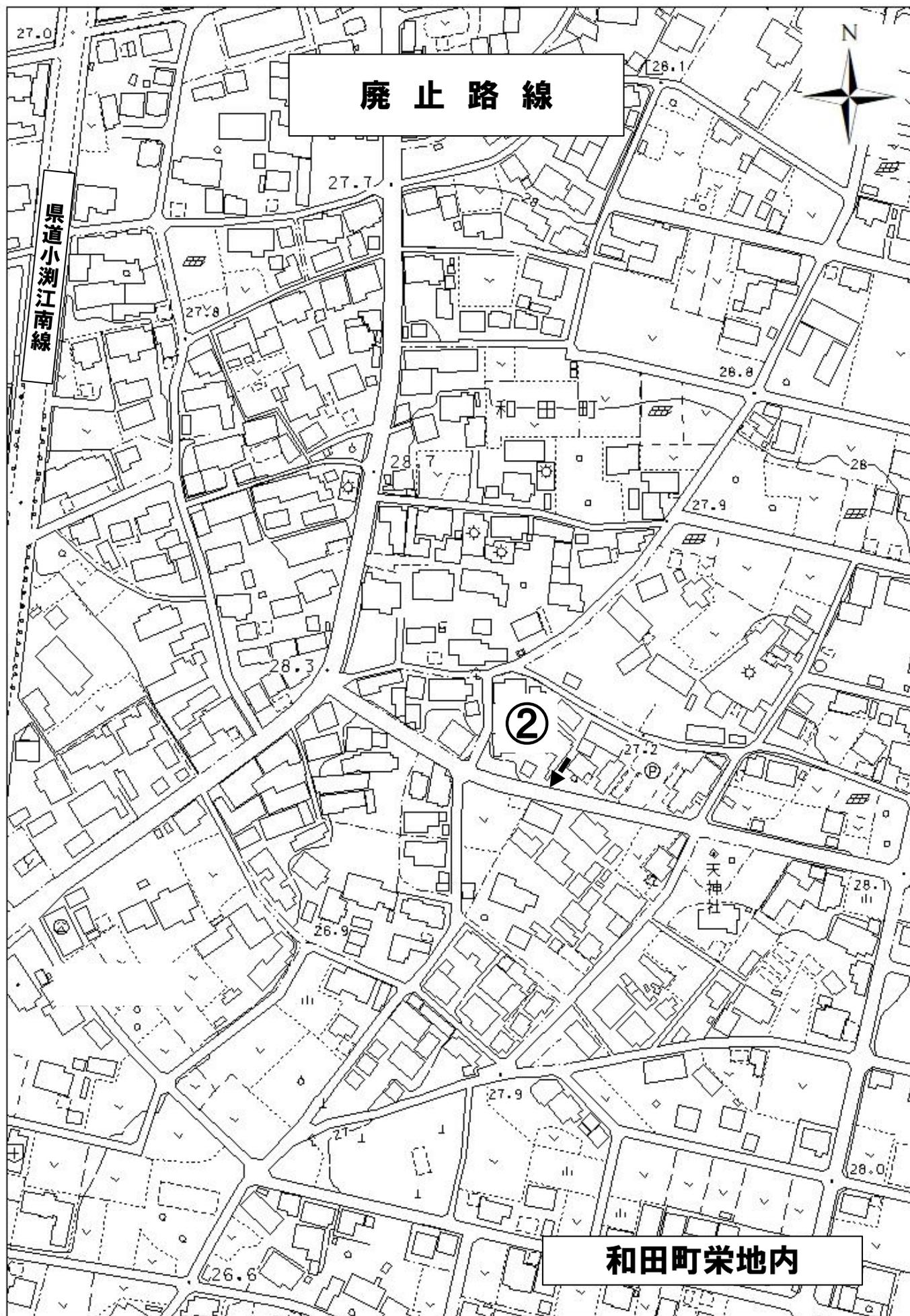
布袋北
小学校

今市場町秋津地内

0 510 20 30 40
メートル

廃止路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	主 要 経過地
1	市道東部第 387線	安良町池尻14番地先 安良町池尻76番地先	
2	市道北部第 500号線	和田町栄151番地先 和田町栄155番地先	



0 510 20 30 40
 米十ル

(参 考)

認 定 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道東部第 387号線	安良町池尻14番地先 安良町池尻12番地先	企業誘致等推進事業の 推進に伴い終点移動
2	市道東部第 725号線	布袋下山町東240番4地先 小折町桜雲39番3地先	県道から市道への降格 に伴い新規認定
3	市道東部第 726号線	小折町八竜113番地先 小折町八竜112番地先	道路認定漏れのため新 規認定
4	市道東部第 727号線	宮後町砂場東385番9地先 宮後町砂場東385番11地先	宮後地区宅地開発に伴 い新規認定
5	市道東部第 728号線	今市場町秋津315番地先 今市場町秋津160番2地先	今市場地区宅地開発に 伴い新規認定

廃 止 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道東部第 387号線	安良町池尻14番地先 安良町池尻76番地先	企業誘致等推進事業の 推進に伴い終点移動
2	市道北部第 500号線	和田町栄151番地先 和田町栄155番地先	道路不存在のため廃止

令和6年議案第16号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|---|
| 1 譲渡の目的 | 中般若区からの譲渡申請により、江南市公共施設等総合管理計画の公共施設の管理における基本方針に基づき、中般若区が指定管理者として維持管理を行っている学習等供用施設を中般若区の所有とするため |
| 2 譲渡の相手方 | 江南市中般若町東50番地
中般若区 |
| 3 譲渡内容 | 建物の無償譲渡 |
| 4 譲渡する財産 | 種類 建物
所在 江南市中般若町東50番地
構造 鉄筋コンクリート造 平家建
延床面積 120.05㎡ |

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学習等供用施設中般若会館を中般若区に無償譲渡するため、必要があるからであります。

(参 考)

譲 渡 契 約 書 (案)

江南市（以下「譲渡人」という。）と中般若区（以下「譲受人」という。）とは、次の条項により譲渡契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 譲渡人、譲受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(譲渡物件)

第2条 譲渡人は、次に表示する物件（以下「譲渡物件」という。）を譲受人に無償で譲渡する。

所在地 江南市中般若町東50番地
主要用途 学習等供用施設
構造 鉄筋コンクリート造 平家建
延床面積 120.05㎡

(所有権の移転等)

第3条 譲渡物件の所有権は、令和6年4月1日に譲渡人から譲受人に移転する。

2 譲渡物件は、前項の規定により所有権が譲受人に移転したときに、譲受人に引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 前条第1項の規定により所有権が移転した後、譲渡人は遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を囑託する。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、譲受人の負担とする。

(引渡し義務等)

第5条 譲渡人は、譲渡の目的物を、譲渡の目的として特定した時の状態で引き渡すことを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡したことにより、譲渡の目的に供することができない場合には、譲受人は契約解除の協議の申し入れをすることができる。

(用途の指定)

第6条 譲渡人は、譲渡物件について、次条及び第8条に定めるところにより、譲受人と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第7条 譲受人は、譲渡物件について、集会所として善良な管理者としての注意をもって使用

しなければならない。

(用途指定の変更)

第8条 譲渡物件は国庫補助金により譲渡人が整備したことから、譲受人はこの契約の締結後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第22条の規定に基づく財産処分に係る建物の処分制限期間が満了するまで、譲渡物件を第三者に譲渡し、所有権以外の権利を設定し、または解体等を行うときは、あらかじめ書面をもって譲渡人に協議し、承認を得なければならない。

(実地調査等)

第9条 譲渡人は、第7条及び前条の規定に関し必要があると認めるときは、譲受人に対し、譲渡物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。
2 譲受人は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第10条 譲渡人は、譲受人が本契約に定める義務を履行しないとき、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第11条 譲渡人は、前条の規定により本契約を解除した場合において、譲受人が支出した譲渡に要した一切の費用は返還しない。
2 前項の規定により、契約が解除された場合において譲受人が損失をこうむることがあっても、譲渡人はその損失を補償しないものとする。

(損害賠償)

第12条 譲渡人は、譲受人がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて譲受人の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、譲渡人、譲受人協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和6年 3月 日

譲渡人 住 所 江南市赤童子町大堀90番地
氏 名 江南市
市 長 澤田 和延

譲受人 住 所 江南市中般若町東50番地
氏 名 中般若区

令和6年議案第17号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 譲渡の目的 | 江森区からの譲渡申請により、江南市公共施設等総合管理計画の公共施設の管理における基本方針に基づき、江森区が指定管理者として維持管理を行っている学習等供用施設を江森区の所有とするため |
| 2 譲渡の相手方 | 江南市江森町上65番地
江森区 |
| 3 譲渡内容 | 建物の無償譲渡 |
| 4 譲渡する財産 | 種類 建物
所在 江南市江森町上65番地
構造 鉄筋コンクリート造 平家建
延床面積 120.75㎡ |

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学習等供用施設江森会館を江森区に無償譲渡するため、必要があるからであります。

(参 考)

譲 渡 契 約 書 (案)

江南市（以下「譲渡人」という。）と江森区（以下「譲受人」という。）とは、次の条項により譲渡契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 譲渡人、譲受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(譲渡物件)

第2条 譲渡人は、次に表示する物件（以下「譲渡物件」という。）を譲受人に無償で譲渡する。

所在地 江南市江森町上65番地

主要用途 学習等供用施設

構造 鉄筋コンクリート造 平家建

延床面積 120.75㎡

(所有権の移転等)

第3条 譲渡物件の所有権は、令和6年4月1日に譲渡人から譲受人に移転する。

2 譲渡物件は、前項の規定により所有権が譲受人に移転したときに、譲受人に引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第4条 前条第1項の規定により所有権が移転した後、譲渡人は遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を囑託する。

2 前項の所有権移転登記に要する費用は、譲受人の負担とする。

(引渡し義務等)

第5条 譲渡人は、譲渡の目的物を、譲渡の目的として特定した時の状態で引き渡すことを約したものであり、その目的物に係る担保の責任を負わない。ただし、特定した時の状態で引き渡したことにより、譲渡の目的に供することができない場合には、譲受人は契約解除の協議の申し入れをすることができる。

(用途の指定)

第6条 譲渡人は、譲渡物件について、次条及び第8条に定めるところにより、譲受人と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第7条 譲受人は、譲渡物件について、集会所として善良な管理者としての注意をもって使用

しなければならない。

(用途指定の変更)

第8条 譲渡物件は国庫補助金により譲渡人が整備したことから、譲受人はこの契約の締結後、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第22条の規定に基づく財産処分に係る建物の処分制限期間が満了するまで、譲渡物件を第三者に譲渡し、所有権以外の権利を設定し、または解体等を行うときは、あらかじめ書面をもって譲渡人に協議し、承認を得なければならない。

(実地調査等)

第9条 譲渡人は、第7条及び前条の規定に関し必要があると認めるときは、譲受人に対し、譲渡物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。
2 譲受人は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は資料の提供若しくは報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第10条 譲渡人は、譲受人が本契約に定める義務を履行しないとき、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第11条 譲渡人は、前条の規定により本契約を解除した場合において、譲受人が支出した譲渡に要した一切の費用は返還しない。
2 前項の規定により、契約が解除された場合において譲受人が損失をこうむることがあっても、譲渡人はその損失を補償しないものとする。

(損害賠償)

第12条 譲渡人は、譲受人がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて譲受人の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、譲渡人、譲受人協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

譲渡人 住 所 江南市赤童子町大堀90番地
氏 名 江南市
市長 澤田 和延

譲受人 住 所 江南市江森町上65番地
氏 名 江森区

令和6年議案第18号

令和5年度江南市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度江南市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125,922千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,962,749千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	千円 13,368,604	千円 △80,858	千円 13,287,746
	1市民税	6,505,339	△80,858	6,424,481
11地方交付税		4,085,730	226,257	4,311,987
	1地方交付税	4,085,730	226,257	4,311,987
15国庫支出金		5,169,666	1,155,922	6,325,588
	1国庫負担金	3,321,769	214,784	3,536,553
	2国庫補助金	409,528	241,148	650,676
	4国庫交付金	1,417,366	699,990	2,117,356
16県支出金		2,430,349	14,393	2,444,742
	1県負担金	1,418,529	18,898	1,437,427
	2県補助金	808,748	10,584	819,332
	3委託金	193,367	△11,589	181,778
	4県交付金	9,705	△3,500	6,205
18寄附金		26,816	20,157	46,973
	1寄附金	26,816	20,157	46,973
19繰入金		2,371,401	△1,512,621	858,780
	1基金繰入金	2,371,401	△1,512,621	858,780
21諸収入		984,959	1,128	986,087
	5雑収入	740,745	1,128	741,873
22市債		659,900	49,700	709,600
	1市債	659,900	49,700	709,600
歳入合計		34,088,671	△125,922	33,962,749

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1議会費		千円 251,013	千円 △1,321	千円 249,692
	1議会費	251,013	△1,321	249,692
2総務費		3,830,718	6,306	3,837,024
	1総務管理費	2,944,959	48,236	2,993,195
	3戸籍住民基本台帳費	186,178	△9,746	176,432
	4選挙費	90,286	△30,695	59,591
	5統計調査費	8,126	△1,489	6,637

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 16,113,254	千円 76,536	千円 16,189,790
	1 社 会 福 祉 費	7,936,919	60,117	7,997,036
	2 児 童 福 祉 費	6,021,639	6,240	6,027,879
	3 生 活 保 護 費	2,131,782	10,179	2,141,961
4 衛 生 費		3,665,649	△191,523	3,474,126
	1 保 健 衛 生 費	1,575,072	△107,750	1,467,322
	2 清 掃 費	1,933,132	△82,977	1,850,155
	3 上 水 道 費	157,445	△796	156,649
5 労 働 費		132,321	△726	131,595
	1 労 働 費	132,321	△726	131,595
6 農 林 水 産 業 費		218,998	△13,057	205,941
	1 農 業 費	218,987	△13,057	205,930
7 商 工 費		746,392	△59,261	687,131
	1 商 工 費	746,392	△59,261	687,131
8 土 木 費		2,337,697	△28,486	2,309,211
	2 道 路 橋 り よ う 費	640,429	△2,783	637,646
	3 河 川 費	154,177	△1,584	152,593
	4 都 市 計 画 費	759,177	△14,936	744,241
	6 下 水 道 費	596,140	△9,183	586,957
9 消 防 費		1,257,062	△4,302	1,252,760
	1 消 防 費	1,257,062	△4,302	1,252,760
10 教 育 費		2,910,255	99,823	3,010,078
	2 小 学 校 費	553,135	78,050	631,185
	3 中 学 校 費	348,068	23,962	372,030
	4 社 会 教 育 費	495,417	△792	494,625
	5 保 健 体 育 費	1,104,956	△1,397	1,103,559
12 公 債 費		2,600,312	△9,911	2,590,401
	1 公 債 費	2,600,312	△9,911	2,590,401
歳 出 合 計		34,088,671	△125,922	33,962,749

第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	3 河川費	雨水貯留 施設整備 事業	159,335	令和5年度	21,406	120,516	令和5年度	19,822
				令和6年度	137,929		令和6年度	100,694

第3表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市制70周年記念事業	20,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	8,847
8 土木費	4 都市計画費	布袋駅付近鉄道高架化整備事業	12,175
9 消防費	1 消防費	消防車両更新等事業	138,876
10 教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業	84,513
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業	31,141

第4表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設改修事業(小学校)	45,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
学校施設改修事業(中学校)	16,600			

[単位:千円]

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水環境整備事業 (宮田導水路地区)	28,100	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	16,800	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
雨水貯留施設整備事業	2,200				2,000			
消防施設整備事業	85,000				83,900			
計	659,900				709,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 市 税	千円 13,368,604	千円 △80,858	千円 13,287,746
11 地 方 交 付 税	4,085,730	226,257	4,311,987
15 国 庫 支 出 金	5,169,666	1,155,922	6,325,588
16 県 支 出 金	2,430,349	14,393	2,444,742
18 寄 附 金	26,816	20,157	46,973
19 繰 入 金	2,371,401	△1,512,621	858,780
21 諸 収 入	984,959	1,128	986,087
22 市 債	659,900	49,700	709,600
歳 入 合 計	34,088,671	△125,922	33,962,749

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議 会 費	千円 251,013	千円 △1,321	千円 249,692
2 総 務 費	3,830,718	6,306	3,837,024
3 民 生 費	16,113,254	76,536	16,189,790
4 衛 生 費	3,665,649	△191,523	3,474,126
5 労 働 費	132,321	△726	131,595
6 農 林 水 産 業 費	218,998	△13,057	205,941
7 商 工 費	746,392	△59,261	687,131
8 土 木 費	2,337,697	△28,486	2,309,211
9 消 防 費	1,257,062	△4,302	1,252,760
10 教 育 費	2,910,255	99,823	3,010,078
12 公 債 費	2,600,312	△9,911	2,590,401
歳 出 合 計	34,088,671	△125,922	33,962,749

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△1,321
△21,335		20,000	7,641
340,150		△60	△263,554
549,061		7	△740,591
8,969			△9,695
△500	△11,300		△1,257
137,471			△196,732
△3,180	△200		△25,106
	△1,100		△3,202
159,679	62,300		△122,156
			△9,911
1,170,315	49,700	19,947	△1,365,884

2 歳 入

1 款 市税

1 1 款 地方交付税

1 5 款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	市税	13,368,604	△80,858	13,287,746
	1 市民税	6,505,339	△80,858	6,424,481
	2 法人	580,947	△80,858	500,089
11	地方交付税	4,085,730	226,257	4,311,987
	1 地方交付税	4,085,730	226,257	4,311,987
	1 地方交付税	4,085,730	226,257	4,311,987
15	国庫支出金	5,169,666	1,155,922	6,325,588
	1 国庫負担金	3,321,769	214,784	3,536,553
	1 民生費国庫負担金	3,317,182	53,280	3,370,462
	2 衛生費国庫負担金	2,786	161,504	164,290
	2 国庫補助金	409,528	241,148	650,676
	1 総務費国庫補助金	27,205	△9,746	17,459
	2 民生費国庫補助金	220,491	1,241	221,732
	3 衛生費国庫補助金	7,763	249,653	257,416
	4 国庫交付金	1,417,366	699,990	2,117,356

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	△80,858	[税務課] 法人税割	
1 地方交付税	226,257	[財政課] 普通交付税	
1 社会福祉費 負担金	30,339	[福祉課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金 [保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後期間保険税負担金 166,976円×1/2	10,173 18,394 1,973 △285 84
3 生活保護費 負担金	22,941	[福祉課] 生活保護医療扶助費負担金 生活困窮者自立相談支援事業費負担金	22,500 441
1 保健衛生費 負担金	161,504	[健康づくり課] 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
1 戸籍住民 基本台帳費 補助金	△9,746	[市民サービス課] 個人番号カード交付事務費補助金	
1 社会福祉費 補助金	1,241	[福祉課] 地域生活支援事業費補助金	
1 保健衛生費 補助金	249,653	[健康づくり課] 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	

歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	1	民生費交付金	1,321,037	259,383	1,580,420
	2	衛生費交付金	27,717	138,346	166,063
	4	教育費交付金	28,994	155,821	184,815
	6	労働費交付金		8,969	8,969
	7	商工費交付金		137,471	137,471
16	県支出金		2,430,349	14,393	2,444,742
	1	県負担金	1,418,529	18,898	1,437,427

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 児童福祉費 交 付 金	3,904	[こども政策課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 53 出産・子育て応援交付金 3,433 [保育課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 418
2 社会福祉費 交 付 金	△5,489	[高齢者生きがい課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 △14,864 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,584 [福祉課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,791
3 生活保護費 交 付 金	260,968	[福祉課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 保健衛生費 交 付 金	15,233	[環境課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,253 [健康づくり課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,980
2 清 掃 費 交 付 金	△5,587	[環境課] 循環型社会形成推進交付金
3 上 水 道 費 交 付 金	128,700	[水道課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 91,582 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 37,118
2 社会教育費 交 付 金	6,168	[生涯学習課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
3 小 学 校 費 交 付 金	22,947	[教育課] 学校施設環境改善交付金 20,912,000円×1/3 26,982,000円×1/3 20,950,000円×1/3
4 中 学 校 費 交 付 金	8,303	[教育課] 学校施設環境改善交付金 24,911,000円×1/3
5 保健体育費 交 付 金	118,403	[学校給食課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 労 働 費 交 付 金	8,969	[商工観光課] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
1 商 工 費 交 付 金	137,471	[商工観光課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳 入

16款 県支出金

18款 寄附金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
	1 民生費県負担金	1,417,136	18,898	1,436,034
	2 県補助金	808,748	10,584	819,332
	2 民生費県補助金	704,971	7,348	712,319
	3 衛生費県補助金	20,841	△442	20,399
	6 土木費県補助金	8,315	△180	8,135
	8 教育費県補助金	53,451	3,858	57,309
	3 委託金	193,367	△11,589	181,778
	1 総務費委託金	187,325	△11,589	175,736
	4 県交付金	9,705	△3,500	6,205
	2 農林水産業費交付金	2,472	△500	1,972
	3 土木費交付金	4,941	△3,000	1,941
18	寄附金	26,816	20,157	46,973

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	18,898	[福祉課] 障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金 [保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後期間保険税負担金 166,976円×1/4	5,086 9,197 4,715 △142 42
1 社会福祉費 補助金	2,976	[高齢者生きがい課] 介護施設等整備事業費補助金 [福祉課] 地域生活支援事業費補助金	2,356 620
2 児童福祉費 補助金	4,372	[こども政策課] 出産・子育て応援事業費補助金 [保育課] 保育環境改善等事業費補助金 保育所等給食費軽減対策支援金	858 608 2,906
1 保健衛生費 補助金	△442	[健康づくり課] 健康増進事業費補助金	
3 都市計画費 補助金	△180	[都市整備課] 街路改良事業費補助金	
3 保健体育費 補助金	3,858	[スポーツ推進課] 元気な愛知の市町村づくり補助金 236,348円×1/2 7,480,000円×1/2	
3 選挙費 委託金	△10,100	[総務課] 愛知県議会議員選挙費委託金	
4 統計調査費 委託金	△1,489	[総務課] 住宅・土地統計調査費委託金	
1 農業費 交付金	△500	[農政課] 食料産業・6次産業化交付金	
1 都市計画費 交付金	△3,000	[都市計画課] あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金	

歳 入

18款 寄附金
22款 市債

19款 繰入金

21款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
	1 寄附金	26,816	20,157	46,973
	1 総務費寄附金	24,559	20,000	44,559
	3 衛生費寄附金	244	157	401
19	繰入金	2,371,401	△1,512,621	858,780
	1 基金繰入金	2,371,401	△1,512,621	858,780
	1 基金繰入金	2,371,401	△1,512,621	858,780
21	諸収入	984,959	1,128	986,087
	5 雑入	740,745	1,128	741,873
	2 雑入	703,385	1,128	704,513
22	市債	659,900	49,700	709,600
	1 市債	659,900	49,700	709,600
	2 農林水産業債	55,700	△11,300	44,400
	3 土木債	121,600	△200	121,400
	4 消防債	142,400	△1,100	141,300
	5 教育債	49,500	62,300	111,800
	計	34,088,671	△125,922	33,962,749

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 寄附金	20,000	[秘書政策課] 企業版ふるさと寄附金	
1 清掃費 寄附金	157	[環境課] 企業版ふるさと寄附金	
1 基金 繰入金	△1,512,621	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
6 健康診査等 実費徴収費	△150	[健康づくり課] 健康診査実費徴収金	
11 雑 入	1,278	[都市計画課] 江南市生活交通バス路線維持費補助金返還金 [こども政策課] 有料広告掲載料	1,338 △60
1 農 業 債	△11,300	[農政課] 水環境整備事業債（宮田導水路地区）	
2 河 川 債	△200	[下水道課] 雨水貯留施設整備事業債	
1 消 防 債	△1,100	[消防総務課] 消防施設整備事業債	
2 小 学 校 債	45,700	[教育課] 学校施設改修事業債	
3 中 学 校 債	16,600	[教育課] 学校施設改修事業債	

3 歳 出

1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 議会費	251,013	△1,321	249,692				△1,321	3職員 手当等	△1,321
計	251,013	△1,321	249,692				△1,321		

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 秘書 政策費	553,484	60,465	613,949			20,000	40,465	3職員 手当等	40,465
								12委託料	20,000
6 財政費	1,080,316	△1,080	1,079,236				△1,080	12委託料	△1,080

1-1-1 議会費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△1,321		
〔渉外・議員活動事業〕 ・議員活動事業 3 職員手当等 議員期末手当		補正後39,104,000円－補正前40,425,000円	

2-1-2 秘書政策費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	40,465		
〔人件費等〕 3 職員手当等 退職手当		補正後197,682,000円－補正前157,217,000円	
	20,000		
〔市制70周年記念事業〕 12 委託料 民放テレビ局連携事業委託料		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 20,000千円 企業版ふるさと寄附金</p> <p>目的 令和6年度に市制70周年記念事業を実施 内容 民放テレビ局と連携した江南市を舞台としたオリジナルドラマの制作</p> <p>繰越明許費 20,000千円</p>	
	△1,080		
〔PCB廃棄物処理事業〕 12 委託料 処理委託料 収集運搬委託料	<p>△933 △147</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>処理委託料 補正後1,487,000円－補正前2,420,000円 収集運搬委託料 補正後733,000円－補正前880,000円</p>	

歳出
 2款 総務費
 1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
7 行政 事務費	323,617	△4,373	319,244				△4,373	12委託料	△4,373
9 防災 安全費	212,773	△5,865	206,908				△5,865	10需用費	1,320
								12委託料	△5,899
								14工 事 請 負 費	△1,286
10 会 計 管 理 費	70,047	△911	69,136				△911	12委託料	△911
計	2,944,959	48,236	2,993,195			20,000	28,236		

2-1-7 行政事務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>〔庁舎等維持運營業〕</p> <p>・ 庁舎等維持（連絡歩道橋点検）事業 12 委託料 業務委託料</p> <p>△4,373 △616</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後1,980,000円－補正前2,596,000円</p>
<p>・ 宿日直委託事業 12 委託料 業務委託料</p> <p>△3,757</p>		<p>補正後13,500,000円－補正前17,257,000円</p>
<p>〔災害時対応事業〕</p> <p>・ 防災力向上事業 10 需用費 印刷製本費 防災ハンドブック</p> <p>1,320</p>		
<p>〔防災行政無線等電源装置更新事業〕</p> <p>12 委託料 防災行政無線用無停電電源装置交換委託料</p> <p>△5,899</p>		<p>補正後0円－補正前5,899,000円</p>
<p>〔放置自転車対策事業〕</p> <p>・ 駐車場施設管理事業 14 工事請負費 自転車等駐車場撤去工事費</p> <p>△1,286</p>		<p>補正後910,000円－補正前2,196,000円</p>
<p>〔歳入歳出事務処理事業〕</p> <p>・ 口座振替データ伝送方式移行事業 12 委託料 業務委託料</p> <p>△911</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>補正後1,733,000円－補正前2,644,000円</p>

歳 出
 2 款 総務費
 3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 住 本 基 費 台 帳	186,178	△9,746	176,432	△9,746				12委託料	△9,746
計	186,178	△9,746	176,432	△9,746					

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>〔住民基本台帳等事業〕 ・個人番号カード取得促進事業 12 委託料 出張申請サポート事業委託料</p>	<p style="text-align: right;">△9,746</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 △9,746千円 補正後 3,505,000円×10/10 ー補正前13,251,000円×10/10</p> <p>補正後1,216,000円ー補正前10,962,000円</p>

歳出
2款 総務費
4項 選挙費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 選挙費	90,286	△30,695	59,591	△10,100			△20,595	1報酬 △1,494	△1,494
								3職員 手当等 △3,920	△3,920
								10需用費 △1,716	△1,716
								11役務費 △4,120	△4,120
								12委託料 △2,450	△2,450
								13使用料 及び 賃借料 △2,022	△2,022
								18負担金、 補助及び 交付金 △14,973	△14,973
計	90,286	△30,695	59,591	△10,100			△20,595		

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔選挙管理執行事業〕 ・愛知県議会議員選挙事業		
	△30,695	
	△10,100	
1	報酬	〈特定財源〉
	投票所会計年度任用職員	県 △10,100千円 愛知県議会議員選挙費委託金
	投票立会人	補正後6,292,000円－補正前16,392,000円
3	職員手当等	
	投票事務従事者	投票所会計年度任用職員
	事務局従事者	補正後0円－補正前578,000円
10	需用費	投票立会人
	消耗品費	補正後0円－補正前916,000円
	投票所用	投票事務従事者
	事務用	補正後0円－補正前3,178,000円
12	委託料	事務局従事者
	選挙公報配布委託料	補正後142,000円－補正前884,000円
	投票システム環境設定委託料	投票所用
13	使用料及び賃借料	補正後0円－補正前600,000円
	投票所資材運搬用機器借上料	事務用
	投票システム用機器借上料	補正後0円－補正前500,000円
		選挙公報配布委託料
		補正後0円－補正前970,000円
		投票システム環境設定委託料
		補正後0円－補正前1,480,000円
		投票所資材運搬用機器借上料
		補正後0円－補正前523,000円
		投票システム用機器借上料
		補正後0円－補正前613,000円
・江南市長・江南市議会議員選挙事業		
	△20,595	
10	需用費	ポスター掲示板
	消耗品費	補正後5,423,000円－補正前6,039,000円
	ポスター掲示板	郵便料
11	役務費	補正後6,799,000円－補正前10,919,000円
	郵便料	個人演説会公営施設借上料
13	使用料及び賃借料	補正後224,000円－補正前1,110,000円
	個人演説会公営施設借上料	選挙公営負担金
18	負担金、補助及び交付金	補正後12,524,000円－補正前27,497,000円
	選挙公営負担金	

歳 出
2 款 総務費
5 項 統計調査費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 統 計 調 査 費	8,126	△1,489	6,637	△1,489				1報 酬	△1,489
計	8,126	△1,489	6,637	△1,489					

3 款 民生費
1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 高 齢 者 福 祉 費	1,744,868	△12,570	1,732,298	△6,924			△5,646	11役 務 費	△2
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△12,568

2-5-1 統計調査費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△1,489		
〔統計調査事業〕 ・住宅・土地統計調査事業 1 報酬 調査員		〈特定財源〉 県 △1,489千円 住宅・土地統計調査費委託金 補正後6,580,000円－補正前8,069,000円 補正後6,580,000円－補正前8,069,000円	

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△12,508		
〔介護施設等整備費補助事業〕 18 負担金、補助及び交付金 認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金 △14,864 定期巡回・随時対応型訪問介護看 護施設整備費補助金 △5,804 特別養護老人ホーム大規模修繕費 補助金 8,160		★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 △14,864千円 補正後0円－補正前14,864,000円×10/10 県 2,356千円 補正後121,069,000円×10/10 －補正前118,713,000円×10/10 認知症高齢者グループホーム等防災改修費等補助金 補正後0円－補正前14,864,000円 定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設整備費補助金 補正後14,136,000円－補正前19,940,000円 特別養護老人ホーム大規模修繕費補助金 補正後98,400,000円－補正前90,240,000円	

歳出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 障害者 福祉費	3,133,948	64,492	3,198,440	48,502			15,990	11 役務費	△4
								12 委託料	2,482
								18 負担金、 補助及び 交付金	4,879
								19 扶助費	57,135

3-1-1 高齢者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業] ・介護サービス事業所等応援金交付事業	△62		
11 役務費	△2	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
郵便料			
18 負担金、補助及び交付金	△60		
介護サービス事業所等応援金			
		〈特定財源〉	
		国	5,584千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
		郵便料	
			補正後8,000円－補正前10,000円
		介護サービス事業所等応援金	
			補正後6,360,000円－補正前6,420,000円
[基幹相談事業]	5,488		
12 委託料	1,374		
障害福祉相談支援事業委託料		〈特定財源〉	
		国	687千円
			補正後37,179,000円×1/2－補正前35,805,000円×1/2
18 負担金、補助及び交付金	4,114	県	343千円
消費税等負担金			補正後37,179,000円×1/4－補正前35,805,000円×1/4
		障害福祉相談支援事業委託料	
			補正後29,740,000円－補正前28,366,000円
[自立支援給付事業]	57,011		
・障害者自立支援給付事業	57,135		
19 扶助費		〈特定財源〉	
障害者等短期入所事業費	4,105	国	28,567千円
療養介護等事業費	5,075		補正後2,512,575,000円×1/2
施設入所支援事業費	11,167		－補正前2,455,440,000円×1/2
障害児通所給付費	36,788	県	14,283千円
			補正後2,512,575,000円×1/4
			－補正前2,455,440,000円×1/4
		障害者等短期入所事業費	
			補正後20,054,000円－補正前15,949,000円
		療養介護等事業費	
			補正後33,689,000円－補正前28,614,000円
		施設入所支援事業費	
			補正後125,849,000円－補正前114,682,000円
		障害児通所給付費	
			補正後750,712,000円－補正前713,924,000円

歳 出
 3 款 民生費
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 社 会 保 障 費	3,022,877	8,195	3,031,072	6,387			1,808	27繰出金	8,195
計	7,936,919	60,117	7,997,036	47,965			12,152		

3-1-2 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>・ 障害者自立支援給付事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>11 役務費</p> <p>郵便料</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p>障害福祉サービス等事業所応援金</p>	<p>△124</p> <p>△4</p> <p>△120</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>国 3,791千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>郵便料</p> <p>補正後4,000円－補正前8,000円</p> <p>障害福祉サービス等事業所応援金</p> <p>補正後4,320,000円－補正前4,440,000円</p>	
<p>〔児童発達支援センター業務委託事業〕</p> <p>12 委託料</p> <p>業務委託料</p> <p>18 負担金、補助及び交付金</p> <p>消費税等負担金</p>	<p>1,993</p> <p>1,108</p> <p>885</p>	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 554千円</p> <p>補正後12,191,000円×1/2－補正前11,083,000円×1/2</p> <p>県 277千円</p> <p>補正後12,191,000円×1/4－補正前11,083,000円×1/4</p> <p>業務委託料</p> <p>補正後12,191,000円－補正前11,083,000円</p>	
<p>〔保険推進事業〕</p> <p>27 繰出金</p> <p>国民健康保険特別会計繰出金</p>	<p>8,195</p>	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 1,973千円</p> <p>補正後151,952,973円×1/2</p> <p>－補正前148,007,000円×1/2</p> <p>△285千円</p> <p>補正後3,456,019円×1/2</p> <p>－補正前4,028,000円×1/2</p> <p>84千円 166,976円×1/2</p> <p>県 4,715千円</p> <p>補正後266,373,985円×3/4</p> <p>151,952,973円×1/4</p> <p>－補正前261,403,000円×3/4</p> <p>148,007,000円×1/4</p> <p>△142千円</p> <p>補正後3,456,019円×1/4</p> <p>－補正前4,028,000円×1/4</p> <p>42千円 166,976円×1/4</p> <p>国民健康保険特別会計繰出金</p> <p>保険基盤安定繰出金</p> <p>補正後418,326,958円－補正前409,410,000円</p> <p>未就学児均等割保険税繰出金</p> <p>補正後3,456,019円－補正前4,028,000円</p> <p>国保財政安定化支援事業繰出金</p> <p>補正後27,427,000円－補正前27,744,000円</p> <p>産前産後期間保険税繰出金</p> <p>166,976円</p>	

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 政策費	2,613,383	4,572	2,617,955	4,344		△60	288	10需用費	△578
								18負担金、 補助及び 交付金	5,150
2 保育費	2,623,344	1,668	2,625,012	3,932			△2,264	12委託料	△1,012
								18負担金、 補助及び 交付金	2,680

3-2-1 こども政策費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔病児・病後児保育事業〕 ・病児・病後児保育施設運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>〔子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業〕 ・子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業 10 需用費 印刷製本費 子育て情報誌</p> <p>4,572</p> <p>△578</p> <p>・出産・子育て応援交付金事業 18 負担金、補助及び交付金 出産・子育て応援金</p> <p>5,150</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 53千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>〈特定財源〉 そ △60千円 有料広告掲載料 補正後0円－補正前60,000円</p> <p>補正後539,000円－補正前1,117,000円</p> <p>〈特定財源〉 国 3,433千円 補正後63,868,000円×2/3－補正前58,718,000円×2/3 県 858千円 補正後63,868,000円×1/6－補正前58,718,000円×1/6</p> <p>補正後63,150,000円－補正前58,000,000円</p>
<p>〔保育園保育等事業〕 ・保育園保育事業</p> <p>△1,012</p> <p>〔保育園施設維持運営事業〕 ・保育園施設維持事業 12 委託料 空調設備保守委託料</p> <p>2,680</p> <p>・子ども・子育て支援事業 ・特定教育・保育等事業 18 負担金、補助及び交付金 保育所等運営支援補助金</p> <p>2,934</p>	<p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 県 608千円 保育環境改善等事業費補助金</p> <p>補正後3,135,000円－補正前4,147,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 県 1,955千円 保育所等給食費軽減対策支援金</p>

歳 出
3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	6,021,639	6,240	6,027,879	8,276		△60	△1,976		

3款 民生費
3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	2,131,782	10,179	2,141,961	283,909			△273,730	10需用費	△36
								11役務費	△1,369
								12委託料	△529
								13使用料 及 賃借料	△202
								18負担金、 補助及び 交付金	△17,685
								19扶助費	30,000

3-2-2 保育費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 新型コロナウイルス感染症対策補助事業	△254	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
18 負担金、補助及び交付金		〈特定財源〉
保育所等運営支援補助金		国 418千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
		県 951千円 保育所等給食費軽減対策支援金
		補正後1,428,000円－補正前1,682,000円

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔生活保護事業〕	30,000	〈特定財源〉
19 扶助費		国 22,500千円
医療扶助費		補正後1,008,233,000円×3/4
		－補正前 978,233,000円×3/4
		補正後547,439,000円－補正前517,439,000円
〔生活困窮者自立相談支援事業〕	2,434	〈特定財源〉
・ 生活困窮者自立相談支援事業		国 441千円
12 委託料	589	補正後13,513,000円×3/4－補正前12,924,000円×3/4
自立相談支援委託料		
18 負担金、補助及び交付金	1,845	自立相談支援委託料
消費税等負担金		補正後12,370,000円－補正前11,781,000円

歳出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	2,131,782	10,179	2,141,961	283,909			△273,730		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金支給事業〕	
10 需用費 △36	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
消耗品費	
一般事業用	
11 役務費 △1,369	〈特定財源〉
郵便料 △628	国 260,968千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金
電話料 △27	
電話架設料 △151	一般事業用
人材派遣手数料 △455	補正後95,000円－補正前131,000円
口座振込手数料 △108	郵便料
12 委託料 △1,118	補正後1,855,000円－補正前2,483,000円
システム構築委託料	電話料
13 使用料及び賃借料 △202	補正後3,000円－補正前30,000円
コピー機借上料 △181	電話架設料
パソコン等借上料 △21	補正後68,000円－補正前219,000円
18 負担金、補助及び交付金 △19,530	人材派遣手数料
電力・ガス・食料品等価格高騰重 点支援給付金	補正後4,996,000円－補正前5,451,000円
	口座振込手数料
	補正後899,000円－補正前1,007,000円
	システム構築委託料
	補正後5,984,000円－補正前7,102,000円
	コピー機借上料
	補正後112,000円－補正前293,000円
	パソコン等借上料
	補正後356,000円－補正前377,000円
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
	補正後244,470,000円－補正前264,000,000円

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,541,965	△107,728	1,434,237	420,695		△150	△528,273	1報 酬	△2,424
								10需用費	△10,231
								11役 務 費	△5,857
								12委 託 料	△118,878
								13使 用 料 及 賃 借 料	△618
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△450
								22償還金、 利子及び 割 引 料	30,730

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔健康管理事業〕		
	12 委託料	△20,232	
	がん検診等健康診査委託料		〈特定財源〉 県 △442千円 補正後6,585,495円×2/3 －補正前7,248,290円×2/3 そ △150千円 補正後1,986,000円 －補正前2,136,000円 補正後114,165,000円－補正前134,397,000円
	〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕	△89,539	
	1 報酬	△2,424	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	会計年度任用職員		
	10 需用費	△10,231	〈特定財源〉
	印刷製本費	△4,297	国 161,504千円 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
	一般事業用		
	光熱水費	△4,699	国 249,653千円 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
	電気使用料	△4,488	
	ガス使用料	△22	
	水道使用料	△108	
	下水道使用料	△81	
	医薬材料費	△1,235	
	一般事業用		
	11 役務費	△5,850	会計年度任用職員
	郵便料		補正後492,000円－補正前2,916,000円
	12 委託料	△101,146	一般事業用（印刷製本費）
	接種体制確保委託料	△38,970	補正後4,113,000円－補正前8,410,000円
	接種会場運営委託料	△63,198	電気使用料
	産業廃棄物処理委託料	1,022	補正後1,128,000円－補正前5,616,000円
	13 使用料及び賃借料	△618	ガス使用料
	パソコン機器等借上料		補正後0円－補正前22,000円
	22 償還金、利子及び割引料	30,730	水道使用料
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金	14,420	補正後18,000円－補正前126,000円
	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金	16,310	下水道使用料
			補正後7,000円－補正前88,000円
			一般事業用（医薬材料費）
			補正後0円－補正前1,235,000円
			郵便料
			補正後7,075,000円－補正前12,925,000円
			接種体制確保委託料
			補正後177,645,000円－補正前216,615,000円
			接種会場運営委託料
			補正後0円－補正前63,198,000円
			産業廃棄物処理委託料
			補正後1,150,000円－補正前128,000円
			パソコン機器等借上料
			補正後0円－補正前618,000円
			新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金
			令和4年度分
			新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金
			令和4年度分
			繰越明許費
			8,847千円

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 環境 保全費	33,107	△22	33,085	5,253			△5,275	11 役務費	△2
								18 負担金、 補助及び 交付金	△20
計	1,575,072	△107,750	1,467,322	425,948		△150	△533,548		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>〔休日急病診療所維持運営事業〕 ・ 休日急病診療所運営事業 12 委託料 休日急病診療所運営委託料</p>	2,500	補正後50,036,000円－補正前47,536,000円	
<p>〔地域医療推進支援事業〕 ・ 地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策） 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金</p>	<p>△457 △7 △450</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 9,980千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 郵便料 補正後55,000円－補正前62,000円 新型コロナウイルス感染症対策医療機関等応援金 補正後11,310,000円－補正前11,760,000円</p>	
<p>〔温暖化防止事業〕 ・ 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（新型コロナウイルス感染症対策） 11 役務費 郵便料 18 負担金、補助及び交付金 省エネ冷蔵庫等買換補助金</p>	<p>△22 △2 △20</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 5,253千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 郵便料 補正後11,000円－補正前13,000円 省エネ冷蔵庫等買換補助金 補正後5,980,000円－補正前6,000,000円</p>	

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,933,132	△82,977	1,850,155	△5,587		157	△77,547	10需用費	△5,015
								18負担金、 補助及び 交付金	△77,962

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔指定ごみ袋管理事業〕 10 需用費 消耗品費 一般事業用</p>	<p>補正後40,523,000円－補正前45,538,000円</p>
<p>〔リサイクルステーション運営事業〕 ・リサイクルステーション運営事業</p>	<p>(財源更正) 〈特定財源〉 そ 157千円 企業版ふるさと寄附金</p>
<p>〔浄化槽設置整備事業〕 ・浄化槽設置整備事業 18 負担金、補助及び交付金 浄化槽設置整備事業補助金</p>	<p>△1,293 〈特定財源〉 国 △5,587千円 補正後14,087,000円－補正前19,674,000円 補正後55,523,000円－補正前56,816,000円</p>
<p>〔愛北広域事務組合関係事業〕 ・愛北広域事務組合調整事業 18 負担金、補助及び交付金 愛北広域事務組合（し尿処理事業等）負担金 愛北広域事務組合（火葬事業）負担金</p>	<p>△8,242 し尿処理事業等負担金 議会運営費負担金 補正後 568,000円×5/21人 －補正前1,409,000円×5/21人 共通経費運営費負担金 補正後50,543,000円×32.510% －補正前50,978,000円×32.510% し尿処理場運営費負担金 補正後284,362,000円×47.163% －補正前291,060,000円×47.163% 火葬事業負担金 火葬場事業運営費負担金 補正後153,608,000円×32.510% －補正前168,190,000円×32.510%</p>
<p>〔江南丹羽環境管理組合関係事業〕 ・江南丹羽環境管理組合調整事業 18 負担金、補助及び交付金 江南丹羽環境管理組合負担金</p>	<p>△61,957 事業運営費負担金 補正後1,154,383,654円×59.671% －179,400,000円×52.202% －補正前1,258,214,654円×59.671% －179,400,000円×52.202%</p>

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,933,132	△82,977	1,850,155	△5,587		157	△77,547		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	157,445	△796	156,649	128,700			△129,496	18負担金、 補助及び 交付金	△329
								27繰出金	△467

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>[尾張北部環境組合関係事業] ・新ごみ処理施設建設事業 18 負担金、補助及び交付金 新ごみ処理施設建設費負担金</p>	<p>△6,470</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>議会運営費負担金 補正後1,047,000円×3/12人 ー補正前1,227,000円×3/12人</p> <p>新ごみ処理施設建設費負担金 補正後194,852,000円×40.201% ー補正前210,835,000円×40.201%</p>	

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>[水道料金賦課等事業] ・水道料金減額協力金交付事業 18 負担金、補助及び交付金 水道料金減額協力金</p>	<p>△329</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 4,822千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 国 2,109千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後8,413,000円ー補正前8,742,000円</p>	
<p>[企業会計管理事業] ・水道事業会計繰出事業（新型コロナウイルス感染症対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金</p>	<p>△467 △270</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 86,760千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 補正後98,947,000円ー補正前99,217,000円</p>	

歳出
4款 衛生費
3項 上水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	157,445	△796	156,649	128,700			△129,496		

5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	132,321	△726	131,595	8,969			△9,695	12委託料 △726	
計	132,321	△726	131,595	8,969			△9,695		

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 水道事業会計繰出事業（物価高騰対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金	△197	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 35,009千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後48,373,000円－補正前48,570,000円</p>

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>[すいとびあ江南維持運営事業]</p> <p>・ すいとびあ江南維持運営事業 12 委託料 外壁タイル調査委託料</p> <p>・ すいとびあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>	<p>△726</p> <p>△726</p>	<p>補正後704,000円－補正前1,430,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 8,969千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>

歳 出
 6款 農林水産業費
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	218,987	△13,057	205,930	△500	△11,300		△1,257	12委託料	△2,442
								18負担金、 補助及び 交付金	△10,615
計	218,987	△13,057	205,930	△500	△11,300		△1,257		

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>〔農業振興事業〕 △500 ・食育推進事業 18 負担金、補助及び交付金 食料産業・6次産業化事業費補助金</p>	<p>〈特定財源〉 県 △500千円 補正後0円－補正前1,000,000円×1/2 補正後0円－補正前500,000円</p>
	<p>〔宮田導水路上部整備事業〕 △12,500 18 負担金、補助及び交付金 県営水環境整備事業負担金（宮田導水路地区）</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 △11,300千円 補正後18,750,000円×90% －補正前31,250,000円×90% 補正後75,000,000円×25%－補正前125,000,000円×25%</p>
	<p>〔県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業〕 2,385 18 負担金、補助及び交付金 県営たん水防除事業負担金（新大江地区）</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 排水機場機械設備工 補正後742,278,500円×1%×48.44% －補正前250,000,000円×1%×48.44%</p>
	<p>〔親水・景観保全事業〕 △2,442 12 委託料 清掃委託料</p>	<p>補正後2,698,000円－補正前5,140,000円</p>

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	746,392	△59,261	687,131	137,471			△196,732	11 役務費 18 負担金、 補助及び 交付金	△123 △59,138
計	746,392	△59,261	687,131	137,471			△196,732		

説		明	
事	業	備	考
	〔創業支援事業〕 △800		
18	負担金、補助及び交付金 創業支援補助金		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後3,400,000円－補正前4,200,000円
	〔新型コロナウイルス感染症経済対策事業〕 △57,273		
	・ 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策 支援事業		
11	役務費 △123		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	郵便料		
18	負担金、補助及び交付金 △57,150		〈特定財源〉 国 28,476千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	江南市中小企業等エネルギー価格 高騰対策支援金		郵便料 補正後68,000円－補正前191,000円 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金 補正後35,950,000円－補正前93,100,000円
	〔商工業補助事業〕 △1,188		
18	負担金、補助及び交付金 △920		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	商業団体等共同施設事業費補助金 △268		商業団体等共同施設事業費補助金 補正後0円－補正前920,000円
	中小企業振興補助金		中小企業振興補助金 補正後232,000円－補正前500,000円
	〔物価高騰対応重点支援事業〕		
	・ 江南市キャッシュレス決済ポイント還元事 業		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 108,995千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳 出
 8 款 土木費
 2 項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	640,429	△2,783	637,646				△2,783	12委託料	△2,783
計	640,429	△2,783	637,646				△2,783		

8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	154,177	△1,584	152,593		△200		△1,384	12委託料	△1,584
計	154,177	△1,584	152,593		△200		△1,384		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△2,013	補正後17,380,000円－補正前19,393,000円	
〔道路台帳整備事業〕 ・道路台帳等加除委託事業 12 委託料 業務委託料			
	△770	補正後649,000円－補正前1,419,000円	
〔道路整備事業（市道味岡線）〕 12 委託料 物件調査委託料			

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明										
事	業	備	考									
	△1,584	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★										
〔雨水貯留施設整備事業〕 12 委託料 測量設計委託料		〈特定財源〉 地 △200千円 補正後 (9,000,000円－6,750,000円) × 90% －補正前 (9,000,000円－6,750,000円) × 100% 継続費 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>19,822千円</td> <td>21,406千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>100,694千円</td> <td>137,929千円</td> </tr> </table> 補正後19,822,000円－補正前21,406,000円			補正後	補正前	令和5年度	19,822千円	21,406千円	令和6年度	100,694千円	137,929千円
	補正後	補正前										
令和5年度	19,822千円	21,406千円										
令和6年度	100,694千円	137,929千円										

歳出
 8款 土木費
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 都市 計画費	168,044	56,544	224,588				56,544	18負担金、 補助及び 交付金	56,544
2 都市 整備費	341,185	△68,480	272,705	△180			△68,300	12委託料	△1,265
								14工事 請負費	△21,257
								18負担金、 補助及び 交付金	△37,706
								21補償、 補填及び 賠償金	△3,731
								27繰出金	△4,521

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔バス関連事業〕 56,544</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 江南市生活交通バス路線維持費補助金</p>	<p>住民の生活に不可欠なバス路線を維持するため、その路線の運行に対する補助金を交付 江南・病院線 24,677,000円 江南団地線 31,867,000円</p>
<p>〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕 △3,731</p> <p>21 補償、補填及び賠償金 道路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業）</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★</p> <p>補正後40,775,000円－補正前44,506,000円</p>
<p>〔布袋地区まちづくり支援事業〕 △300</p> <p>・布袋地区鉄道高架・街づくり協議会支援事業</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 布袋地区まちづくり支援補助金</p>	<p>補正後0円－補正前300,000円</p>
<p>〔布袋駅付近鉄道高架化整備事業〕 △57,441</p> <p>・布袋駅付近鉄道高架化整備事業</p> <p>14 工事請負費 △20,035 道路新設工事費（都市構造再編集中支援事業） △5,171 道路改良工事費（単市事業） △14,864</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 △37,406 事業損失調査等負担金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★</p> <p>道路新設工事費（都市構造再編集中支援事業） 補正後43,785,000円－補正前48,956,000円 道路改良工事費（単市事業） 補正後40,136,000円－補正前55,000,000円 事業損失調査等負担金 補正後10,294,000円－補正前47,700,000円</p> <p>繰越明許費 12,175千円</p>
<p>〔区画整理運営事業〕 △4,521</p> <p>・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業</p> <p>27 繰出金 特別会計繰出金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★</p> <p>補正後28,323,000円－補正前32,844,000円</p>
<p>〔都市計画道路整備事業（布袋本町通線）〕 △1,222</p> <p>14 工事請負費 街路改良工事費</p>	<p>補正後2,771,000円－補正前3,993,000円</p>
<p>〔都市計画道路整備事業（江南通線）〕 △550</p> <p>12 委託料 測量設計委託料（県費補助事業）</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★</p> <p>県費補助事業</p> <p>〈特定財源〉 県 △180千円 補正後3,640,000円×5/10－補正前4,000,000円×5/10</p> <p>補正後5,060,000円－補正前5,610,000円</p>

歳 出
8 款 土木費
4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 公 園 緑地費	249,948	△3,000	246,948	△3,000				18負担金、 補助及び 交付金	△3,000
計	759,177	△14,936	744,241	△3,180			△11,756		

8 款 土木費
6 項 下水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	596,140	△9,183	586,957				△9,183	27繰出金	△9,183
計	596,140	△9,183	586,957				△9,183		

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[都市計画道路整備事業（木曾川古知野線）] 12 委託料 測量設計委託料（社会資本整備総合交付金事業）	△715	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後9,185,000円－補正前9,900,000円
[緑化推進事業] ・都市緑化推進事業 18 負担金、補助及び交付金 江南市都市緑化推進事業補助金	△3,000	〈特定財源〉 県 △3,000千円 補正後0円－補正前3,000,000円×10/10 補正後0円－補正前3,000,000円

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[下水道経営事業] ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	△9,183	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 補正後586,957,000円－補正前596,140,000円

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	464,328	△4,302	460,026		△1,100		△3,202	17備 品 購 入 費	△4,302
計	1,257,062	△4,302	1,252,760		△1,100		△3,202		

10 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	553,135	78,050	631,185	22,947	45,700		9,403	11役 務 費	△1,280
								14工 事 請 負 費	85,813
								17備 品 購 入 費	1,850
								19扶 助 費	△8,333

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔消防車両更新等事業〕	△4,302	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 △1,100千円 補正後 19,184,220円×1/2×100% -補正前 21,384,220円×1/2×100%</p> <p>消防ポンプ自動車 補正後22,220,000円-補正前24,420,000円 災害対応特殊救急自動車 補正後30,910,000円-補正前33,012,000円</p> <p>繰越明許費 138,876千円</p>
17 備品購入費		
消防ポンプ自動車	△2,200	
災害対応特殊救急自動車	△2,102	

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔就学援助事業〕	△8,333	補正後34,951,000円-補正前43,284,000円
・就学援助事業		
19 扶助費		
要保護・準要保護児童就学援助費		
〔教材整備事業〕	△1,280	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>補正後3,330,000円-補正前4,610,000円</p>
・情報教育推進事業		
11 役務費		
インターネット回線料		
〔学校施設整備等事業〕	87,663	学級増に伴う教室等の改修 古知野北小学校・宮田小学校
・学校施設改修事業	3,150	
14 工事請負費	1,300	
教室等改修工事費		
17 備品購入費	1,850	
一般校用		

歳 出
 10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	553,135	78,050	631,185	22,947	45,700		9,403		

10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	348,068	23,962	372,030	8,303	16,600		△941	7報 償 費 △1,082	
								14工 事 請 負 費 31,141	
								18負担金、 補助及び 交 付 金 △710	
								19扶 助 費 △5,387	

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・学校施設改修（LED化）事業 14 工事請負費 照明器具LED化工事費	84,513	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 22,947千円 20,912,000円×1/3 26,982,000円×1/3 20,950,000円×1/3 地 45,700千円 (20,912,000円－6,970,000円) ×100% (26,982,000円－8,994,000円) ×100% (20,950,000円－6,983,000円) ×100%</p> <p>目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化</p> <p>繰越明許費 84,513千円</p> <p>古知野東小学校・古知野南小学校・布袋北小学校</p>

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔就学援助事業〕 ・就学援助事業 19 扶助費 要保護・準要保護生徒就学援助費	△5,387	補正後34,105,000円－補正前39,492,000円
〔体育・文化活動推進事業〕 ・対外競技選手派遣補助事業 18 負担金、補助及び交付金 各種対外競技生徒派遣補助金	△710	補正後2,590,000円－補正前3,300,000円
〔部活動支援事業〕 ・部活動講師配置事業 7 報償費 講師謝礼	△1,082	補正後2,720,000円－補正前3,802,000円

歳 出
 10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	348,068	23,962	372,030	8,303	16,600		△941		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	342,295		342,295	5,088			△5,088		

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<p>[学校施設整備等事業] ・学校施設改修（LED化）事業 14 工事請負費 照明器具LED化工事費</p>	31,141	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 8,303千円 24,911,000円×1/3 地 16,600千円 (24,911,000円-8,303,000円) ×100%</p> <p>目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化</p> <p>繰越明許費 31,141千円</p> <p>北部中学校</p>	

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<p>[図書館維持運営事業] ・図書館指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 5,088千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>	

歳 出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 文 化 交 流 費	153,122	△792	152,330	1,080			△1,872	14工 事 請 負 費	△792
計	495,417	△792	494,625	6,168			△6,960		

10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推 進 費	259,020		259,020	3,858			△3,858		

10-4-2 文化交流費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔市民文化会館維持運営事業〕 ・市民文化会館等指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）</p> <p>〔市民文化会館整備等事業〕 ・市民文化会館改修事業 14 工事請負費 変圧器等取替工事費</p> <p style="text-align: right;">△792</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 1,080千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p> <p>補正後7,095,000円－補正前7,887,000円</p>

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔スポーツプラザ維持運営事業〕 ・スポーツセンター・武道館維持運営事業</p> <p>〔スポーツプラザ整備等事業〕 ・スポーツセンター・武道館整備事業</p>	<p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 県 118千円 236,348円×1/2</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 県 3,740千円 7,480,000円×1/2</p>

歳出
10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 学 校 給 食 費	845,936	△1,397	844,539	118,403			△119,800	11 役 務 費	△1,397
計	1,104,956	△1,397	1,103,559	122,261			△123,658		

12款 公債費
1項 公債費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 公 債 費	2,600,312	△9,911	2,590,401				△9,911	22償還金、 利子及び 割引料	△9,911
計	2,600,312	△9,911	2,590,401				△9,911		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[給食用物資購入事業] ・給食用物資調達事業 [給食費等徴収管理事業] ・給食費等口座振替事業 11 役務費 通信回線料	Δ1,397	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ (財源更正) <特定財源> 国 118,403千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 補正後1,914,000円ー補正前3,311,000円	

12-1-1 公債費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[市債償還事業] 22 償還金、利子及び割引料 市債償還元金 市債償還利子	Δ9,911 3,998 Δ13,909	市債償還元金 補正後2,529,344,000円ー補正前2,525,346,000円 市債償還利子 補正後59,762,000円ー補正前73,671,000円	

令和6年議案第19号

令和5年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,623千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,954,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 1,671,778	千円 △8,195	千円 1,663,583
	1 国民健康保険税	1,671,778	△8,195	1,663,583
3 県支出金		6,228,493	△7,623	6,220,870
	1 県交付金	6,228,493	△7,623	6,220,870
5 繰入金		965,802	8,195	973,997
	1 一般会計繰入金	650,670	8,195	658,865
歳入合計		8,961,644	△7,623	8,954,021

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険事業費 納 付 金		千円 2,603,656	千円	千円 2,603,656
	1 医 療 給 付 費 分	1,788,946		1,788,946
	2 後期高齢者支援金等分	599,681		599,681
	3 介 護 納 付 金 分	215,029		215,029
8 総 務 費		9,240	△7,623	1,617
	1 総 務 管 理 費	9,240	△7,623	1,617
歳 出 合 計		8,961,644	△7,623	8,954,021

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税	千円 1,671,778	千円 △8,195	千円 1,663,583
3 県支出金	6,228,493	△7,623	6,220,870
5 繰入金	965,802	8,195	973,997
歳入合計	8,961,644	△7,623	8,954,021

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国民健康保険事業費 納付金	千円 2,603,656	千円	千円 2,603,656
8 総務費	9,240	△7,623	1,617
歳出合計	8,961,644	△7,623	8,954,021

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 8,195	千円 △8,195
△7,623			
△7,623		8,195	△8,195

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

3 款 県支出金

5 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	国民健康保険税	1,671,778	△8,195	1,663,583
	1 国民健康保険税	1,671,778	△8,195	1,663,583
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,671,130	△8,195	1,662,935
3	県支出金	6,228,493	△7,623	6,220,870
	1 県交付金	6,228,493	△7,623	6,220,870
	1 保険給付費等交付金	6,228,493	△7,623	6,220,870
5	繰入金	965,802	8,195	973,997
	1 一般会計繰入金	650,670	8,195	658,865
	1 一般会計繰入金	650,670	8,195	658,865
	計	8,961,644	△7,623	8,954,021

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 医療給付費分 現年課税分	△5,148	一般被保険者医療給付費分国民健康保険税現年課税分	
2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△2,168	一般被保険者後期高齢者支援金分国民健康保険税現年課税分	
3 介護納付金分 現年課税分	△879	一般被保険者介護納付金分国民健康保険税現年課税分	
2 特別交付金	△7,623	特別交付金	
1 保険基盤 安定繰入金 (保険税 軽減分)	4,971	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	
2 保険基盤 安定繰入金 (保険者 支援分)	3,946	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	
3 未就学児 均等割 保険税 繰入金	△572	未就学児均等割保険税繰入金	
5 財政安定化 支援事業 繰入金	△317	財政安定化支援事業繰入金	
7 産前産後 期間保険 税繰入金	167	産前産後期間保険税繰入金	

3 歳 出

2 款 国民健康保険事業費納付金
1 項 医療給付費分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般被 保険者 医療給 付費分	1,788,705		1,788,705			5,148	△5,148		
計	1,788,946		1,788,946			5,148	△5,148		

2 款 国民健康保険事業費納付金
2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般被 保険者 後期高 齢者支 援金等 分	599,681		599,681			2,168	△2,168		
計	599,681		599,681			2,168	△2,168		

2-1-1 一般被保険者医療給付費分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・一般被保険者医療給付費分支払事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ 3,081千円 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 補正後178,633,000円ー補正前175,552,000円</p> <p>そ 2,683千円 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 補正後102,784,000円ー補正前100,101,000円</p> <p>そ △421千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後2,549,000円ー補正前2,970,000円</p> <p>そ △317千円 財政安定化支援事業繰入金 補正後27,427,000円ー補正前27,744,000円</p> <p>そ 122千円 産前産後期間保険税繰入金</p>

2-2-1 一般被保険者後期高齢者支援金等分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
<p>〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事業</p>	<p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉</p> <p>そ 1,111千円 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 補正後61,457,000円ー補正前60,346,000円</p> <p>そ 1,164千円 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 補正後36,418,000円ー補正前35,254,000円</p> <p>そ △151千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後907,000円ー補正前1,058,000円</p> <p>そ 44千円 産前産後期間保険税繰入金</p>

歳 出

2 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護納 付金分	215,029		215,029			879	△879		
計	215,029		215,029			879	△879		

8 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一 般 管理費	9,240	△7,623	1,617	△7,623				12委託料	△7,623
計	9,240	△7,623	1,617	△7,623					

2-3-1 介護納付金分 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[国民健康保険事業費納付金支払事業] ・介護納付金分支払事業	(財源更正) <特定財源> そ 779千円 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 補正後26,284,000円-補正前25,505,000円 そ 99千円 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 補正後12,751,000円-補正前12,652,000円 そ 1千円 産前産後期間保険税繰入金

8-1-1 一般管理費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[国民健康保険システム改修事業] $\Delta 7,623$ ・国民健康保険システム改修事業 (賦課) 12 委託料 システム改修委託料	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ <特定財源> 県 $\Delta 7,623$ 千円 特別交付金 補正後1,617,000円-補正前9,240,000円 補正後1,617,000円-補正前9,240,000円

令和6年議案第20号

令和5年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,521千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 32,844	千円 △4,521	千円 28,323
	1 一般会計繰入金	32,844	△4,521	28,323
歳入合計		32,865	△4,521	28,344

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 土地区画整理事業費		千円 9,196	千円 △4,521	千円 4,675
	1 土地区画整理事業費	9,196	△4,521	4,675
歳 出 合 計		32,865	△4,521	28,344

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金	千円 32,844	千円 △4,521	千円 28,323
歳入合計	32,865	△4,521	28,344

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 土地区画整理事業費	千円 9,196	千円 △4,521	千円 4,675
歳出合計	32,865	△4,521	28,344

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △4,521	千円
		△4,521	

2 歳 入

3 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
3	繰入金	32,844	△4,521	28,323
	1 一般会計繰入金	32,844	△4,521	28,323
	1 一般会計繰入金	32,844	△4,521	28,323
	計	32,865	△4,521	28,344

3 歳 出

2 款 土地区画整理事業費 1 項 土地区画整理事業費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 土地区画 整 理 事 業 費	9,196	△4,521	4,675			△4,521		12委託料	△4,521
計	9,196	△4,521	4,675			△4,521			

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 一般会計 繰入金	△4,521	一般会計繰入金

2-1-1 土地区画整理事業費 [単位：千円]

事業	説明	備考
【計画策定事業】 12 委託料 公共施設移管図書作成委託料	△4,521	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ △4,521千円 一般会計繰入金 補正後1,837,000円—補正前6,358,000円 補正後0円—補正前4,521,000円

令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,667,139 千円	△ 330 千円	1,666,809 千円
第1項 営業収益	1,379,444 千円	137 千円	1,379,581 千円
第2項 営業外収益	287,693 千円	△ 467 千円	287,226 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,403,009 千円	△ 944 千円	1,402,065 千円
第1項 営業費用	1,381,667 千円	△ 1,029 千円	1,380,638 千円
第2項 営業外費用	20,041 千円	85 千円	20,126 千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる限度額を、次のとおり補正する。

[単位：千円]

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
水道料金等取扱業務委託料	令和5年度～ 令和10年度	427,691	令和5年度～ 令和10年度	406,296

（他会計からの補助金の補正）

第4条 令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）第5条に定めた江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「99,217千円」から「98,947千円」に改め、令和5年度江南市水道事業会計補正予算（第2号）第3条に定めた江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「48,570千円」から「48,373千円」に改める。

(継続費の補正)

第5条 令和5年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)第4条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり補正する。

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 水道事業費用	1 営業費用	水道料金改定検討事業	8,283	令和5年度	6,127	8,228	令和5年度	6,094
				令和6年度	2,156		令和6年度	2,134

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,667,139	△ 330	1,666,809
	1 営業収益		1,379,444	137	1,379,581
		1 給 水 収 益	1,288,550	272	1,288,822
		3 他 会 計 負 担 金	45,158	△ 135	45,023
	2 営業外収益		287,693	△ 467	287,226
		2 他 会 計 補 助 金	148,367	△ 467	147,900

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,403,009	△ 944	1,402,065
	1 営業費用		1,381,667	△ 1,029	1,380,638
		4 業 務 費	110,703	△ 996	109,707
		5 総 係 費	59,047	△ 33	59,014
	2 営業外費用		20,041	85	20,126
		2 消費税及び地方消費税	72	85	157

令和5年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	212,823
減価償却費	458,053
固定資産除却費	18,100
引当金の増減額（△は減少）	△ 2,198
長期前受金戻入額	△ 131,443
受取利息及び受取配当金	△ 6
支払利息	19,968
未収金の増減額（△は増加）	△ 23,440
たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 3,283
未払金の増減額（△は減少）	△ 2,368
小計	546,206
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△ 19,968
業務活動によるキャッシュ・フロー	526,244
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 846,506
有形固定資産の売却による収入	2
分担金及び負担金による収入	174,390
補助金等による収入	64,427
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 607,687
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 102,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,824
資金増加額（又は減少額）	△ 33,619
資金期首残高	1,222,702
資金期末残高	1,189,083

令和5年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土地		240,387	
	ロ 建物	358,856		
	減価償却累計額	△ 192,442	166,414	
	ハ 構築物	21,260,449		
	減価償却累計額	△ 10,692,342	10,568,107	
	ニ 機械及び装置	2,200,294		
	減価償却累計額	△ 1,512,983	687,311	
	ホ 車両運搬具	12,309		
	減価償却累計額	△ 11,357	952	
	ヘ 工具器具及び備品	10,294		
	減価償却累計額	△ 9,594	700	
	ト 建設仮勘定		72,360	
	有形固定資産合計			11,736,231
	(2) 無形固定資産			
	電話加入権		1,392	
	無形固定資産合計			1,392
	固定資産合計			11,737,623
2	流 動 資 産			
	(1) 現金預金		1,189,083	
	(2) 未収金		265,068	
	貸倒引当金		△ 500	264,568
	(3) 貯蔵品			1,718
	流動資産合計			1,455,369
	資産合計			13,192,992

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,537,970	
	企業債合計	<u>1,537,970</u>	1,537,970
	固定負債合計		1,537,970
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	107,099	
	企業債合計	<u>107,099</u>	107,099
	(2) 未払金		288,466
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,191	
	引当金合計	<u>9,191</u>	9,191
	(4) 預り金		1,642
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	<u>2,000</u>	408,398
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		6,513,005
	長期前受金収益化累計額	△ 3,073,143	
	繰延収益合計	<u>△ 3,073,143</u>	3,439,862
	負債合計		<u>5,386,230</u>

資 本 の 部

6	資 本 金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,526,440	
	資本金合計	<u>6,728,633</u>	6,728,633
7	剰 余 金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	719,843	
	利益剰余金合計	<u>719,843</u>	719,843
	剰余金合計		<u>1,078,129</u>
	資本合計		<u>7,806,762</u>
	負債資本合計		<u>13,192,992</u>

令和5年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収入

1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業収益		1,667,139	△ 330	1,666,809		
	1	営業収益	1,379,444	137	1,379,581		
		1 給水収益	1,288,550	272	1,288,822	1 水道料金	272
		3 他会計負担金	45,158	△ 135	45,023	1 他会計負担金	△ 135
	2	営業外収益	287,693	△ 467	287,226		
		2 他会計補助金	148,367	△ 467	147,900	1 他会計補助金	△ 467

支出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	水道事業費用		1,403,009	△ 944	1,402,065		
	1	営業費用	1,381,667	△ 1,029	1,380,638		
		4 業務費	110,703	△ 996	109,707	17 委託料	△ 996

[単位：千円]

説	明
水道料金	
下水道使用料収納事務負担金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	

1-1-4 業務費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
[水道料金賦課等事業] △ 996 ・水道料金等取扱業務委託事業 △ 220 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ △220千円 一般会計補助金 補正後3,507,000円－補正前3,727,000円 補正後3,507,000円－補正前3,727,000円 債務負担行為 限度額 変更後 406,296千円 変更前 427,691千円
・口座振替データ伝送方式移行事業 △ 776 17 委託料 総合収納システム改修業務委託料	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ △135千円 下水道使用料収納事務負担金 補正後255,000円－補正前390,000円 補正後1,476,000円－補正前2,252,000円

支 出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		5 総係費	59,047	△ 33	59,014	17 委 託 料	△ 33
		6 減価償却費	458,053		458,053	38 有形固定資産 減価償却費	
	2	営業外費用	20,041	85	20,126		
		2 消費税及び 地方消費税	72	85	157	58 消費税及び 地方消費税	85

説		明										
事	業	備	考									
[企業会計管理事業]	△ 33											
・水道料金改定検討事業		★★★★★ 政策の事業 ★★★★★										
17 委託料		補正後6,094,000円－補正前6,127,000円										
水道料金改定支援委託料		<table> <tr> <td>継続費</td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>6,094千円</td> <td>6,127千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,134千円</td> <td>2,156千円</td> </tr> </table>		継続費	補正後	補正前	令和5年度	6,094千円	6,127千円	令和6年度	2,134千円	2,156千円
継続費	補正後	補正前										
令和5年度	6,094千円	6,127千円										
令和6年度	2,134千円	2,156千円										
[企業会計管理事業]		(財源更正)										
・減価償却費管理事業		<特定財源> そ △247千円 一般会計補助金 補正後143,813,000円－補正前144,060,000円										
[企業会計管理事業]	85											
・消費税等申告事業												
58 消費税及び地方消費税												

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度江南市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4） 主要な建設改良事業	1,122,162 千円	△ 35,166 千円	1,086,996 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,164,114 千円	△ 11,293 千円	1,152,821 千円
第1項 営業収益	509,128 千円	△ 2,915 千円	506,213 千円
第2項 営業外収益	654,761 千円	△ 8,378 千円	646,383 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,226,320 千円	△ 4,719 千円	1,221,601 千円
第1項 営業費用	1,092,756 千円	△ 3,038 千円	1,089,718 千円
第2項 営業外費用	132,030 千円	△ 1,681 千円	130,349 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,660千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額244,266千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,073千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,084千円」に、「当年度分損益勘定留保資金204,293千円」を「当年度分損益勘定留保資金199,888千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,833,635 千円	△ 40,970 千円	1,792,665 千円
第1項 企 業 債	1,203,600 千円	△ 40,900 千円	1,162,700 千円
第3項 負 担 金	28,318 千円	△ 70 千円	28,248 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,082,295 千円	△ 45,364 千円	2,036,931 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,400,173 千円	△ 45,364 千円	1,354,809 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	495,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日 から据置期間 を含めて40年 以内償還。た だし、企業財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に借 換えすることが できる。	454,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公共下水道 事業(雨水)	365,700				364,900			
計	1,203,600				1,162,700			

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「105,158千円」を「99,633千円」に改める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,164,114	△ 11,293	1,152,821
	1 営業収益		509,128	△ 2,915	506,213
		2 他会計負担金	62,690	△ 2,915	59,775
	2 営業外収益		654,761	△ 8,378	646,383
		1 他会計負担金	218,802	△ 673	218,129
		2 他会計補助金	105,158	△ 5,525	99,633
		5 消費税及び地方消費税還付金	70,674	△ 2,180	68,494

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,226,320	△ 4,719	1,221,601
	1 営業費用		1,092,756	△ 3,038	1,089,718
		2 雨水施設費	82,805	△ 2,915	79,890
		4 総係費	86,929	△ 123	86,806
		6 減価償却費	579,291		579,291
	2 営業外費用		132,030	△ 1,681	130,349
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	132,030	△ 1,681	130,349

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			1,833,635	△ 40,970	1,792,665
	1 企 業 債		1,203,600	△ 40,900	1,162,700
		1 企 業 債	1,203,600	△ 40,900	1,162,700
	3 負 担 金		28,318	△ 70	28,248
		1 他 会 計 負 担 金	22,610	△ 70	22,540

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,082,295	△ 45,364	2,036,931
	1 建 設 改 良 費		1,400,173	△ 45,364	1,354,809
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	749,985	△ 44,494	705,491
		2 雨 水 施 設 整 備 費	608,588	△ 870	607,718

令和5年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 141,552
減価償却費	579,291
引当金の増減額 (△は減少)	△ 10
長期前受金戻入額	△ 228,049
支払利息	130,349
未収金の増減額 (△は増加)	△ 58,217
未払金の増減額 (△は減少)	<u>2,503</u>
小計	284,315
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 130,349</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	153,966
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 388,993
無形固定資産の取得による支出	△ 33,806
補助金等による収入	<u>399,144</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,655
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,162,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 681,122
他会計からの出資による収入	<u>197,128</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	678,706
資金増加額 (又は減少額)	809,017
資金期首残高	<u>301,600</u>
資金期末残高	1,110,617

令和5年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	19,393,171		
減価償却累計額	<u>△ 1,967,214</u>	17,425,957	
ロ 機械及び装置	234,854		
減価償却累計額	<u>△ 44,349</u>	190,505	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 952</u>	84	
ニ 工具器具及び備品	311		
減価償却累計額	<u>△ 283</u>	28	
ホ 建設仮勘定		<u>1,804,324</u>	
有形固定資産合計			19,420,898
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,704,708</u>	
無形固定資産合計			1,704,708
(3) 投資その他資産			
イ 出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			<u>21,126,169</u>
2 流動資産			
(1) 現金預金			1,110,617
(2) 未収金		149,786	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	<u>149,386</u>
流動資産合計			<u>1,260,003</u>
資産合計			<u><u>22,386,172</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	10,609,418	
	企業債合計	<u>10,609,418</u>	10,609,418
	固定負債合計		10,609,418
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	697,343	
	企業債合計	<u>697,343</u>	697,343
	(2) 未払金		1,133,205
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,976	
	引当金合計	<u>6,976</u>	6,976
	(4) その他流動負債		414
	流動負債合計	<u>414</u>	1,837,938
5	繰延収益		
	長期前受金		8,351,389
	長期前受金収益化累計額	△ 913,806	
	繰延収益合計	<u>△ 913,806</u>	7,437,583
	負債合計		<u>19,884,939</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	592,224	
	資本金合計	<u>2,748,680</u>	2,748,680
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 247,447	
	利益剰余金合計	<u>△ 247,447</u>	△ 247,447
	剰余金合計		<u>△ 247,447</u>
	資本合計		<u>2,501,233</u>
	負債資本合計		<u>22,386,172</u>

令和5年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,164,114	△ 11,293	1,152,821		
	1	営業収益	509,128	△ 2,915	506,213		
		2 他会計負担金	62,690	△ 2,915	59,775	1 他会計負担金	△ 2,915
	2	営業外収益	654,761	△ 8,378	646,383		
		1 他会計負担金	218,802	△ 673	218,129	1 他会計負担金	△ 673
		2 他会計補助金	105,158	△ 5,525	99,633	1 他会計補助金	△ 5,525
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	70,674	△ 2,180	68,494	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	△ 2,180

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,226,320	△ 4,719	1,221,601			
	1	営業費用	1,092,756	△ 3,038	1,089,718			
		2	雨水施設費	82,805	△ 2,915	79,890	17 委 託 料	△ 2,915
		4	総係費	86,929	△ 123	86,806	32 負 担 金	△ 123
		6	減価償却費	579,291		579,291		
	2	営業外費用	132,030	△ 1,681	130,349			
		1	支払利息及び 企業債取扱諸費	132,030	△ 1,681	130,349	50 企 業 債 利 息	△ 1,681

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト）★★★★★ 以下、政策的事業（戦略プロジェクト）
[下水道台帳(雨水)整備事業]	△ 2,915	
・ 内水浸水想定区域図整備事業		
17 委託料		〈特定財源〉
雨水管きょ現況調査委託料(社会資本整備総合交付金事業)		そ △2,915千円 雨水処理負担金 補正後44,085,000円－補正前47,000,000円
		補正後74,085,000円－補正前77,000,000円
[下水道使用料賦課徴収事業]	△ 123	
・ 下水道使用料事業		
32 負担金		補正後24,962,000円－補正前25,085,000円
下水道使用料収納事務負担金		
[下水道経営事業]		
・ 企業会計経理事務		(財源更正)
		〈特定財源〉
		そ △5,525千円 一般会計補助金 補正後99,633,000円－補正前105,158,000円
[下水道経営事業]	△ 1,681	
・ 企業債償還(利息)事業		
50 企業債利息		〈特定財源〉
		そ △673千円 一般会計負担金 補正後54,971,000円－補正前55,644,000円
		補正後130,343,000円－補正前132,024,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		1,833,635	△ 40,970	1,792,665		
	1	企業債	1,203,600	△ 40,900	1,162,700		
		1 企業債	1,203,600	△ 40,900	1,162,700	1 建設改良費の 為の企業債	△ 40,900
	3	負担金	28,318	△ 70	28,248		
		1 他会計負担金	22,610	△ 70	22,540	1 他 会 計 負 担 金	△ 70

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	△ 40,100
公共下水道事業債(雨水)	△ 800
一般会計負担金(雨水)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	資本的支出		2,082,295	△ 45,364	2,036,931			
	1	建設改良費	1,400,173	△ 45,364	1,354,809			
		1	汚水管きよ整備費	749,985	△ 44,494	705,491	17 委 託 料	△ 3,748
						24 工 事 請 負 費	△ 17,353	
						27 材 料 費	△ 1,961	
						28 補 償 金	△ 21,432	

説		明	
事	業	備	考
		★★★★★ 政策的事業(戦略プロジェクト)★★★★★	
		以下、政策的事業(戦略プロジェクト)	
[下水道事業計画策定等事業]	△ 2,483		
・ 下水道事業計画改定事業			
17 委託料			補正後11,399,000円ー補正前13,882,000円
基本計画変更等委託料			
[公共補償事業]	△ 21,432		
28 補償金			〈特定財源〉
地下埋設物等移転補償費(社会資本	△ 5,362	地	△20,300千円
整備総合交付金事業)			[単市事業]
地下埋設物等移転補償費(単市事	△ 16,070		補正後(39,754,000円ー8,500,000円)×95%
業)			ー補正前(61,186,000円ー8,500,000円)×95%
			地下埋設物等移転補償費
			補正後38,343,000円ー補正前43,705,000円
			地下埋設物等移転補償費
			補正後1,411,000円ー補正前17,481,000円
[実施設計測量委託事業]	△ 1,265		
17 委託料			〈特定財源〉
測量設計委託料(社会資本整備総合		地	△1,200千円
交付金事業)			[単市事業]
			補正後(42,482,000円ー18,100,000円)×95%
			ー補正前(43,747,000円ー18,100,000円)×95%
			補正後42,482,000円ー補正前43,747,000円

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		2 雨水施設整備費	608,588	△ 870	607,718	24 工事請負費	△ 870

説		明
事	業	備 考
〔管きよ布設事業〕	△ 19,314	
24 工事請負費	△ 17,353	〈特定財源〉
枝線管きよ布設工事費(社会資本整備総合交付金事業)	△ 14,729	地 △18,600千円
幹線管きよ布設工事費(社会資本整備総合交付金事業)	△ 13,512	[単市事業]
舗装復旧工事費(社会資本整備総合交付金事業)	986	補正後(566,546,000円-296,200,000円)×95%
枝線管きよ布設工事費(都市構造再編集中支援事業)	△ 1,348	-補正前(586,145,000円-296,200,000円)×95%
枝線管きよ布設工事費(単市事業)	△ 5,577	枝線管きよ布設工事費
取付管設置工事費(単市事業)	16,827	補正後180,554,000円-補正前195,283,000円
27 材料費	△ 1,961	幹線管きよ布設工事費
工事用資材(社会資本整備総合交付金事業)		補正後285,010,000円-補正前298,522,000円
		舗装復旧工事費
		補正後33,891,000円-補正前32,905,000円
		枝線管きよ布設工事費
		補正後4,289,000円-補正前5,637,000円
		枝線管きよ布設工事費
		補正後2,607,000円-補正前8,184,000円
		取付管設置工事費
		補正後57,195,000円-補正前40,368,000円
		工事用資材
		補正後3,285,000円-補正前5,246,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕	△ 870	
24 工事請負費		〈特定財源〉
雨水貯留施設設置工事に伴うプール解体工事費(社会資本整備総合交付金事業)		地 △800千円
		[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
		補正後(598,821,000円-242,100,000円)×100%
		-補正前(599,691,000円-242,100,000円)×100%
		そ △70千円 一般会計負担金(雨水)
		補正後718,000円-補正前788,000円
		補正後21,471,000円-補正前22,341,000円

令和6年度江南市一般会計予算

令和6年度江南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,808,013 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る期末手当、勤勉手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第24号

令和6年度江南市国民健康保険特別会計予算

令和6年度江南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,753,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第25号

令和6年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市介護保険特別会計予算

令和6年度江南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,790,088千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年議案第27号

令和6年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度江南市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,925,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度江南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 給水人口 | 93,300 人 |
| (2) 年間給水量 | 9,300,000 立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 25,479 立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | 658,600 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,649,578 千円
第1項 営業収益	1,507,964 千円
第2項 営業外収益	141,612 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,391,665 千円
第1項 営業費用	1,370,380 千円
第2項 営業外費用	19,964 千円
第3項 特別損失	321 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 685,101千円は、過年度分損益勘定留保資金 509,958千円、減債積立金6,000千円、建設改良積立金106,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 63,143千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	342,901 千円
第1項 企 業 債	150,000 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第3項 負 担 金	45,023 千円
第4項 分 担 金	85,000 千円
第5項 補 助 金	62,868 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,028,002 千円
第1項 建 設 改 良 費	918,902 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	107,100 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
基 幹 管 路 更 新 事 業	150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 109,244 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,384千円と定める。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延

令和6年度江南市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度江南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	14,700 戸
(2) 年間排水量	3,310,000 立方メートル
(3) 一日平均排水量	9,068 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	1,237,843 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,054,691 千円
第1項 営業収益	476,869 千円
第2項 営業外収益	577,821 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,213,216 千円
第1項 営業費用	1,076,813 千円
第2項 営業外費用	135,353 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 174,282千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,674千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,755千円、当年度分損益勘定留保資金97,853千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,299,427 千円
第1項 企 業 債	1,552,200 千円
第2項 出 資 金	292,102 千円
第3項 負 担 金	37,921 千円
第4項 分 担 金	1,294 千円
第5項 補 助 金	415,910 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,473,709 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,775,366 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	697,343 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道事業費用	1 営業用	内水浸水想定区域図整備事業	47,894	令和6年度	34,375
				令和7年度	13,519
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水貯留施設整備事業	729,470	令和6年度	249,498
				令和7年度	479,972

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	784,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業(雨水)	365,100			
流域下水道事業	81,200			
資本費平準化債	321,800			
計	1,552,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	93,009 千円
-------	-----------

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,500千円である。

令和6年2月22日提出

江南市長 澤田 和延